

予算決算委員会第3回定例会（全体会） 会議録

=====

日 時 令和2年9月9日（水曜日）
午前10時開会，午後3時14分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 審査内容
認定第1号 令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定について 歳入
第1款（市税）～第13款（交通安全対策特別交付金）
第14款（分担金及び負担金）～第15款（使用料及び手数料）
第16款（国庫支出金）
第17款（県支出金）
第18款（財産収入）～第22款（諸収入）
第23款（市債）
 - 4 閉 会
-

出席委員（24名）

委員長	吉田 千鶴子
副委員長	海老原 一郎
委 員	久松 猛
委 員	内田 卓男
委 員	福田 一夫
委 員	柏村 忠志
委 員	寺内 充
委 員	吉田 博史
委 員	矢口 清
委 員	柳澤 明
委 員	柴原 伊一郎
委 員	篠塚 昌毅
委 員	小坂 博
委 員	鈴木 一彦
委 員	平石 勝司
委 員	下村 壽郎
委 員	今野 貴子

委員	島岡	宏明
委員	塚原	圭二
委員	勝田	達也
委員	矢口	勝雄
委員	目黒	英一
委員	奥谷	崇
委員	田子	優奈

説明のため出席した者（52名）

市長公室長	川村	正明
総務部長	望月	亮一
市民生活部長	塚本	隆行
保健福祉部長	塚本	哲生
都市産業部長	船沢	一郎
建設部長	岡田	美徳
教育部長	羽生	元幸
消防長	鈴木	和徳
議会事務局長	小松澤	文雄
秘書課長	塚本	浩幸
政策企画課長	佐々木	啓
財政課長	山口	正通
広報広聴課長	北島	康雄
総務課長	真家	達成
人事課長	今野	修
管財課長	秋山	太
課税課長	川上	勇二
納税課長	大橋	博
市民活動課長	五来	顕
生活安全課長	坂本	英宣
市民課長	佐野	善則
環境保全課長	佐賀	憲一
環境衛生課長	渡辺	善弘
社会福祉課長	平井	康裕
障害福祉課長	加藤	史子
こども福祉課長	菊田	宏巳
こども相談課長	中川	光美
高齢福祉課長	水田	和広
国保年金課長	元川	宏

健康増進課長	羽 成	信 明
商工観光課長	羽 成	健 之
農林水産課長	佐 藤	亨
都市計画課長	飯 泉	貴 史
建築指導課長	櫻 井	良 哉
道路管理課長	浅 岡	武 徳
道路建設課長	草 間	正 志
住宅営繕課長	皆 藤	秀 宏
下水道課長	和 田	利 昭
公園街路課長	室 町	和 徳
水道課長	黒 須	清 一
会計課長	根 本	陽 一
監査事務局長	武 藤	義 隆
農業委員会事務局長	下 村	浩
議会事務局次長	天 貝	健 一
教育総務課長	藤 井	徹
学務課長	元 川	宏
文化生涯学習課長	中 澤	達 也
スポーツ振興課長	根 本	卓 也
指導課長	中 山	弘
消防次長兼総務課長	檜 山	保 明
予防課長	三 上	健 市
警防救急課長	本 橋	一 夫

事務局職員出席

係 長	小 野	聡
主 査	寺 嶋	克 己
主 任	松 本	裕 司

傍聴者（0名）

○吉田(千)委員長 おはようございます。それでは、予算決算委員会の全体会を開会いたします。皆様のご協力をお願い申し上げまして、議事の方を進めてまいりたいと存じます。慎重な審査をよろしく願いいたします。まず、これからのスケジュールについて申し上げます。本日は、認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定についての内、歳入についての審議をしていただきます。この全体会での質疑は、歳入についての質疑のみをお願いいたします。歳出については、各分科会に分かれてご審議をいただきますのでよろしく願いいたします。9月18日金曜日午前中に委員全員で主要施策の成果として現地視察を予定しております。また、午後から、予算決算委員会の全体会を開催し、委員会としての結論をまとめますので、それまでに各分科会の付託分の審査を終了していただくようお願いいたします。それでは、これから歳入の審査に入りますが、審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい指摘事項あるいはご意見がありましたら、発言をする際に指摘事項や意見として入れたい旨を言ってください。また、議事録を起こす関係で発言を録音させていただきますので、執行部におかれましては、説明をする際、挙手の上、所属とお名前を必ずお知らせいただき、マイクの使用をお願いいたします。それでは、協議事項の付託された議案の審査に入ります。認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。一般会計歳入について、1款市税から13款交通安全対策特別交付金まで執行部より説明願います。

○山口財政課長 おはようございます。私の方からは、令和元年度決算一般会計の歳入について説明させていただきますのでよろしく願いいたします。申し訳ございませんが着座にて説明させていただきます。では、さっそく説明に移らせていただきます。まず、令和元年度の歳入の全体像でございますが、決算書の3ページ、4ページをお願いいたします。一般会計歳入総計表でございます。令和元年度の収入済額の計をご覧いただきたいと思っております。歳入総額は543億305万4,000円。前年度と比べ15億1,663万1,000円。2.9パーセントの増となっております。款別では、歳入の根幹であります1款市税につきましては、現下のコロナ禍においては、大変厳しい状況にございますけれども、昨年度決算では、企業業績が好調だったことに伴う法人市民税の増をはじめといたしまして、全税目で増となり、全体では、対前年度比8億8,146万4,000円。3.9パーセントの増となりました。12款地方交付税は、普通交付税が増となったものの、清掃センター基幹的設備更新事業が終了したことによりまして、震災復興特別交付税が減となったことで、対前年度比1億7,502万4,000円。4.4パーセントの減となりました。16款国庫支出金は、幼児教育・保育の無償化やプレミアム付商品券事業で増したものの、清掃センター基幹的設備更新事業や神立駅周辺地区整備事業が終了したことによりまして2億9,763万7,000円。3.7パーセントの減。17款県支出金は、国体開催、幼児教育・保育の無償化などにより2億2,014万4,000円。6.6パーセントの増。23款市債は、学校給食センター再整備事業、市民会館耐震化及び大規模改修事業等での発行の増によりまして7億8,415万9,000円。15.6パーセントの増であります。それでは、歳入の内容につきまして、科目順に説明させていただきます。21、22ページをお開きくださ

い。1款市税につきましては、ただいまも申し上げましたが、全体では、8億8,146万4,000円。3.9パーセントの増となっております。1項市民税の1目個人市民税ですが、現年度分は1億2,002万8,000円。1.5パーセントの増、滞納繰越分は779万2,000円。5.9パーセントの減、個人市民税全体では、1.4パーセントの増となっております。2目法人市民税は、一定の企業の業績が良くなっていることなどから、前年度比5億1,421万2,000円。20.1パーセント増でございます。2項固定資産税の1目固定資産税は、新築家屋の増などにより2.2パーセントの増となっております。2目国有資産等所在市町村交付金は、職員宿舎など国や県が所有している固定資産に対して、固定資産税相当額が交付されるもので、4.7パーセントの増。3項軽自動車税1目軽自動車税は、四輪乗用車の課税台数の増などにより、前年度比1,179万8,000円。3.6パーセントの増であります。2目環境性能割は、令和元年10月から自動車取得税が廃止されまして、自動車の取得価格に対し環境性能に応じて課税されるもので、自動車取得税は、県税でございましたが、税制改正によりまして、軽自動車の環境性能割は市税となっており、505万5,000円の皆増でございます。なお、現在、消費税率引上げによる消費の反動減対策としまして、税率を1パーセント軽減する特例措置が適用されておりますが、この特例措置に伴う減収については、この後説明いたします地方特例交付金により補填されることとなっております。4項たばこ税は、税率が段階的に引き上げられていることなどから1,254万5,000円。1.1パーセントの増でございます。5項都市計画税は、1.4パーセントの増であります。なお、21,22ページの一番上。備考欄の左の市税全体の収入済額は9億7340万1,000円で、前年度と比べ1億7763万円。15.4パーセント減少しており、徴収率は全体で95.3パーセントと昨年度の94.4パーセントと比較すると0.9ポイント上昇をしております。収入済額と言いましたが、収入未済額の誤りです。申し訳ありません。収入未済額は15.4パーセント減少しているということです。また、その左の不納欠損の状況につきましては、1億9,529万8,000円と。対前年度比842万5,000円。4.5パーセントの増となっております。23,24ページに移らせていただきます。2款地方譲与税は、前年度と比較して、243万4,000円。0.5パーセントの増でございます。1項地方揮発油譲与税の内容は、揮発油税が市町村道の延長、面積で按分のうえ地方に譲与される税であります。前年度と比べまして1,587万5,000円。11.4パーセント減しております。2項自動車重量譲与税は、自動車重量税、車検の時ですけれども、この時に譲与されるもの、市町村に譲与されるものです。前年度と比べ、1,210万1,000円。3.5パーセントほど増加しております。3項森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されまして、私有林人工林面積、林業就業者数、人口により按分しまして、令和元年度から譲与されたものでございます。なお、森林環境税は令和6年度から住民税均等割の枠組みで、国税としまして、年、一人1,000円徴収開始されますけれども、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対

応するため、借入金を原資に令和元年度から前倒しで譲与されているものでございます。3款利子割交付金。県民税利子割。こちらは金融機関の預貯金の利子への課税分でございますけれども、市町村の個人県民税の額に応じて交付されるものでして、以下配当割、株式譲渡所得割も同様でございます。利子割交付金は、前年度に比べ、1,664万5,000円。52.2パーセントの減であります。4款配当割交付金は、県民税配当割、株式等の配当への課税分が市町村へ交付されるもので、前年度に比べ1,179万3,000円。16.2パーセントの増となっております。25,26ページをお願いいたします。5款株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割。こちら株式等の譲渡益の課税分でございますけれども、こちらが市町村に交付されるもので、1,147万2,000円。18.3パーセントの減となっております。6款地方消費税交付金。こちらは地方消費税が人口と従業員数等により按分して市町村に交付されるもので、前年度比で9,170万円。3.3パーセントの減となっております。7款ゴルフ場利用税交付金は、おおつ野にございますワンウェイゴルフクラブにおけるゴルフ場利用税の市町村分でございます。かすみがうら市との面積按分により交付されるものであり、利用者増などにより87万9,000円。14.1パーセント増でございます。27,28ページをお願いいたします。8款自動車取得税交付金は、自動車取得税が市町村の市道延長と面積にて按分のうえ交付されるものでございまして、前年度と比べ6,341万2,000円。47.8パーセントの減となっておりますが、こちらは消費税の引上げ時に廃止された影響によるものです。9款環境性能割交付金は、先ほどの自動車取得税に代わって、自動車の取得価格に対し環境性能に応じて課税されるもので、このうち100分の47が市町村道の延長、面積で按分のうえ交付されるものです。なお、軽自動車税のところでも説明させていただきましたが、税率を1パーセント軽減する特例措置に伴う減収については、地方特例交付金で補填されることとなっております。10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、基地交付金ともいわれておりまして、自衛隊が使用する飛行場や演習場等の用に供する固定資産が所在する市町村に対しまして、固定資産税のみかえりとして交付されるもので、前年度比で83万7,000円。6.4パーセントの減であります。29,30ページをお願いいたします。11款地方特例交付金は、前年度と比較して1億6,507万7,000円。188.2パーセントの増です。これは、後ほど説明いたします、子ども子育て支援臨時交付金の増などによるものです。1項地方特例交付金は、国の制度改正により地方の負担増になるものや収入減になるものを補填する措置であり、備考欄にありますように、住宅借入金等特別税額控除に伴う住民税減収分、及び環境性能割の臨時的軽減分を補填するものであります。環境性能割の補填分の創設などにより、2,979万2,000円。34.0パーセントの増となっております。2項子ども・子育て支援臨時交付金は、消費税の引上げ分を活用して10月から実施されました幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の増に対して、令和元年度は地方へ配分される地方消費税の増収分が僅かであることから、こちらは地方消費税の引き上げというのが10月でございまして、こちらの交付金が入って来るまでには6カ月ほどのタイムラグがあるということで、消費税の引

き上げ分が入ってくるのが令和2年度になるということで、令和元年度は、消費税の引き上げ分というのはほとんど入ってこないということで令和元年度に限り、臨時交付金で補填されたものです。なお、今年度からは、消費税の増収分等が活用される予定でございます。12款地方交付税につきましては、税収不足分等を国が、所得税、法人税、消費税、酒税、地方法人税の一定割合を地方に交付するものであります。そのうち、94パーセントが普通交付税、6パーセントが特別交付税となっております。1節普通交付税は、合併時の割り増し、いわゆる合併算定替が、令和2年度まで段階的に減となりますが、対前年度比1億8,154万5,000円。6.3パーセントの増となっております。2節特別交付税は、災害など、普通交付税に算入されない特殊財政事情に対し交付されるもので、前年度比で、3億5,656万9,000円。32.5パーセントの減となっておりますが、これは特別交付税のうち、震災復興特別交付税の対象であった清掃センターの大規模改修工事が終了したことに伴うものです。31,32ページをお開きください。13款交通安全対策特別交付金は、交通違反の反則金が原資となり、人身事故発生件数、市道の改良済道路延長により算定され交付されるもので、反則金の原資の減、事故の発生件数の減等により、対前年度対比203万5,000円。8.4パーセント減であります。13款までの説明は以上です。

○吉田(千)委員長 それでは、ご質問ございますか。

○内田委員 合併特例債が162億だけか。過去発行してますね。それに9割の7割だけか。があとで交付税として国から戻ってくるという話があるんですが。その分はどこへ入ってくるんですか。もう既にその分は入ってきていると思うんですけど、その辺の決算上、どの部分を見ればそれがわかるのか教えてください。

○山口財政課長 合併特例債は、95パーセント該当でございまして、その内の7割が交付税措置されるということで、ただ今、説明をしました交付税の中に、その分が含まれているということでございます。

○内田委員 普通交付税に入ってくるの。特別に入ってくるの。

○山口財政課長 普通交付税の中でございます。

○内田委員 じゃあ30億の中に入っていると。それがどのくらい入っているかはわからない。それは、我々見えないんだよな。じゃあいいですか。162億という枠の中で、いろんな仕事をしてきました。それで既に支払いが始まっています。当然支払いが始まって、毎年どのくらい返しているか。それに対して、交付税でどのくらい戻っているか。そういうものが、ちょっと、私あんまり利口じゃないから見えないんですよ。

○久松委員 利口じゃなくても見えないよ。

(「笑い声」声あり。)

○内田委員 だから、その辺がわかるように、今日じゃなくてもいいですけど。なんか説明なり、資料をいただけるといいなあと思っているんですがね。

○山口財政課長 ただ今、資料がございませんので、その算定に係る分につきましては、後ほど、ご説明の方を。資料を出すなりして説明の方をさせていただきたいと思っております。

○内田委員 というのは、30億からの普通交付税の中に、合併がらみのものがどのくらい入っているのかというのを知りたいわけ。それ以外が別な要因ということなんでしょうから。まあ、そういう意味です。よろしくお願いします。

○勝田委員 ここで聞くのがいいのかわからないので、ちょっと迷っていたんですけど。今、ざっくり大幅な説明をしていただいたんですけど。これから細かい説明に入っていくと思うんですが、いわゆる財政力指数ですとか、市の財政状況を判断するいくつかの数値というのがあると思うんですね。長期財政フレームにも出されていましたが。これは、昨年度、この前のものよりも改善をしているような感じなんですか。最後の方がよければ、それでもいいんですけど。それをちょっと伺えればなと思ったのですが。

○山口財政課長 このあと、具体的にそれを説明するわけではないんですけども、繰上償還をしたり、税収が増えていたり。そういったこともあって、指数の方としては概ね前年度よりは、よくなっているものが多いと。また、それ全てではないですけども。借り入れも、借り入れでまたそれを行っておりますので、その分の公債費といえますか、地方の借入分というのは増えちゃっている部分もございますから、すべての指数がよくなっているというわけではありませんが、概ね前年度よりはよくなっているというものでございます。

○勝田委員 それは、どの段階くらいで発表されるんですか。冊子を作る時ですか。発表されるというのは。

○山口財政課長 本日の決算の中で説明する場面というのは基本的にはないんですけども、各々の指数に対して説明する場面というのはないんですが、主要施策の成果説明書というものも決算書と一緒に配らせていただいていると思うんですけども。そのような中で、28ページ辺りに、財政指標というものがございまして、それを見ていただけますと、これまでの経年の経過とか、そういったものも出てまいります。今日この場で説明する場面というのはございません。

○矢口（勝）委員 課長のご説明を聞いていて、前年対比の数字を示していただいておりますが、これを聞いていて景気の動向で、こういうものが増えて、こういうものが減って来ているんだなあというような。非常に興味深くわかっていいなと思います。その中で、1つ教えてください。2款の地方譲与税の揮発油税に関してなんですが、これは今やはり、ガソリンが燃費がよくなってどんどん売り上げが下がってきているというふうに伺っておりますが、軽油に関しても同じ傾向だと考えてよろしいんでしょうか。それで、11.4パーセントという数字が、毎年下がり傾向だというふうに考えてよろしいでしょうかね。

○山口財政課長 議員のおっしゃるとおりでして、毎年売る量が減っているということですので、燃費性能の向上。車の燃費性能の向上なんかの影響しているのではないかと。年々減ってきているというものでございます。

○島岡委員 自動車取得税。8款ですか。が廃止になってしまって。買う方にはいいことかなと。今まで例えば300万の値打ちがあれば。値打ちというか、価値があれば、

それに何パーセントということで、取られるわけですけど。最後50万以下になるとゼロになると。すごくわかりやすい税金ではあったわけですけど。それに代わって環境性能割の環境性能がよければ安くなりますよというのはわかるんですけど。ぜんぜん、どういう車に係るのかというのがよくわからないんですけど。この辺は。だんだんこれが無くなって来たような気がするんですけど。いかがなものでしょうか。

○山口財政課長 後ほど資料を出させていただきます。申し訳ございません。

○内田委員 これはお願いします。法人税、個人市民税。これをですね、過去からの推移を見られる資料をお願いしたいんですけども。特に聞きたいのはね。当然今年度の、あと半年ですけど。また、来年度。非常に心配なところがあるわけですね。その辺も比較してみたいんで、出来れば市民税と法人税の推移を、年度別というのですかね。それをちょっと資料を出していただければありがたい。この会議中に間に合わなければ、あとでいただければ結構です。

○山口財政課長 提出の方をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○田子委員 30ページの子ども・子育て支援臨時交付金についてお伺いをしたいと思えます。10月から無償化と呼ばれているものがスタートはしていると思うんですけども。これ6カ月分ということで、10月から3月までの6カ月分ということでよろしいでしょうか。

○山口財政課長 おっしゃるとおり、6カ月分でございます。

○田子委員 となると、先ほど令和2年度の消費税増税収入分で賄うとおっしゃってましたけれども、1年間で単純に考えてこの金額の倍、無償化に係ると思うんですけども、そういう認識でいいんでしょうか。

○山口財政課長 こちらの金額は、保護者の負担金がなくなりましたので、その分と考えていただいて、実際にはもっとかかっていると。

○田子委員 もっとかかる中で、令和2年度に消費税増税分として増える予定の収入で賄いきれるものなのかなというのが、疑問として浮かんだんですが。見通しとしていかがでしょうか。

○山口財政課長 その分につきましては、増えた分と消費税の増税分がイコールなのかといえば、決してイコールではないわけですし、じゃあそれはどうするのかというと、国の方でも考えていまして交付税の方に算入されると。算定の方に算入されるということでございますので、ですから、その金額がいくらなのかによると、ちょっと詳しく見て行かなくてはわからないですけども、基本的にはそういうことで、全額措置されるというところでございます。

○田子委員 そうしますと、市からはその分は、例えば一般財源から負担しなければならぬということはないのかなという認識でいいんでしょうか。交付税で、国の方できちんとカバーしてもらえるとというふうな認識でいいんでしょうか。

○山口財政課長 負担割合がありますので、4分の1は市町村が負担するという事になっていきますから、その分は負担しなくてはならないということでございます。

○目黒委員 22ページ。固定資産税の不納欠損額。収入未済額。こちら不納者が支払

わないことで発生した金額だと思えるんですけども、それぞれ、どのような何件分とか。大まかで、もしわかるようでしたら、よろしくをお願いします。

○大橋納税課長 不納欠損の質問をいただきました。固定資産税の方が昨年度と比較いたしまして、金額で56.2パーセントあ、失礼いたしました。この全体の不納欠損の中の56.2パーセントを占めております。昨年と比較いたしますと、80.4パーセントの伸びでございまして、固定資産税の全体不納欠損の件数というのが3,914件のうち、それからちょっと電卓をはじいていくようになるんですが、1,424件が固定資産税の欠損の件数でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の件でございまして、あとですいませんが、ペーパーでちょっと出していただけたら、固定資産税のうちの不納欠損。全体の件数のうちで、固定資産税が不納欠損となっている部分。その部分が何件で、何パーセントになるのか。そこがわかればありがたいと思いますが。

○大橋納税課長 かしこまりました。

○今野委員 ただ今の目黒委員の関連の質問なんですけれども。今不納欠損額の話がでましたが、この基準というものはどうなっているのかというのを教えていただきたいのですが。

○大橋納税課長 欠損の基準でございまして、税金の場合、5年という時効が設定されておりまして、その時効にならないように、時効の延長というのをかけるために、滞納処分なりを行っております。ですが、例えば、本人が単身死亡であるとか、あるいは、法人であれば、解散、倒産となった場合に、その5年の時効を3年に執行停止することによりまして、3年に縮めることが可能になります。これ以上追及出来ないと申しませうか、そういう状況になるとやはり欠損せざるを得ないという状況でございまして、法によりまして、国税徴収法並びに地方税法によりまして、それは定められてございます。

○内田委員 もう一つお願いがあるんですけど、実は過去にも法人税が、先ほど全体の年度別の推移を見たいというふうに言ったんですけど、同じ年度でね、5年遡りでもいいですけど、上位企業名。法人ですからね。上位何社くらいを本当は毎年、明細。どの会社がどれだけ払っているかということを見たいわけですよ。例えば、企業だったら、赤字がどのくらい出ているんだということを見られるのは、これはプライバシーとして、よくないことだったら私も当然わかるんですけど、法人税でベスト10に入ったとか。これは名誉あることだと思うんだよね。隠さなくていいことだと私は認識しているんだけど。ところが、それくださいということを窓口に言うと、これはまともにはいけばですよ、教えてくれないというのが役所の通念なんだよね。しかし、考え方としてね、例えば税金払ってないとか、そういうものはプライバシーがあって当然。なんていうの、守秘義務があって私はいいような気もするよ。当然そうなんですけれど。法人税をどれだけ払って、ベストいくつということになった場合ね、これは、企業にすれば公表してくれよという立場の気がするんだよね。その辺をなぜ、それを守秘義務として、隠そうとしているのか。隠すわけではないんだろうけれども。そう

いうふうになっているのか。それは法的に決まっているのかどうか。その辺を教えてもらいたいんだけど。少なくともベスト10くらいは、出してもいいような気がするんだよな。

○川上課税課長 具体的に法律的なものを申し上げられませんが、課税情報だと考えておりますので、守秘義務の一部だと判断しております。

○内田委員 それは、推量しているという意味。そういうことで、それは法的に何とかなんかがあってね。これはだめなんだということなのかな。私の一議員、一市民的、一国民的な発想からすると。名誉あることじゃないかと。例えば叙勲をもらうのと一緒じゃないかという。私はそんな気持ちがするわけね。それを守秘義務という捉え方にするというのは、なんかちょっと現実から離れているんじゃないかなというふうに思うんですけれども。その辺は役所として確固たる信念の中でやっていることなのか、流れとしてやっているのか。その辺なんだけれど。

○川上課税課長 具体的に法律名を申し上げられないんですけれども、その辺を調べまして、お答えをさせていただきたいと思います。

○内田委員 結論はね、要は毎年、ベスト10でもベスト5でもいいですよ。そういうのをやっぱり公表して、例えば、そここのところのね、例えば工場長であるとか、社長さんが居ればね。今年は本当に頑張ったね、市に貢献いたしましたということを議員だって市長だって、皆さんだって言ったらいいんじゃないですか。それが何か守秘義務だ。いっぱいもらっているのにね、冷たいあしらいをしているという感じがするのがちょっとなじまないと思うから言っているの。

○吉田(千)委員長 他にございますか。ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○吉田(千)委員長 それでは引続き、14款分担金及び負担金から15款使用料及び手数料まで説明願います。

○山口財政課長 31, 32ページからお願いします。14款分担金及び負担金の1項負担金ですが、全体では前年度と比べ3億6,343万2,000円。41.1パーセントの減で、保育費用保護者負担金の減、神立駅橋上化自由通路整備等の終了に伴う神立駅周辺地区整備事業費負担金の皆減が主な要因でございます。1目民生費負担金は、前年度比1億1,196万3,000円。18.1パーセントの減。要因は、幼児教育・保育無償化による保育費用保護者負担金の減です。1節つくしの家負担金は、つくしの家の利用料に対する入所者の市町村からの国保連を経由した負担金でございます。2節障害児デイサービス等負担金は、療育支援センターのつくし療育ホーム、幼児ことばの教室、土浦つくし学園及び相談支援に対する市町村の国保連経由での負担金収入であります。3節老人福祉費負担金は、備考欄にもありますように、居宅生活困難者を老人ホームに入所させる措置に対する入所者の負担金、及び緊急通報システム利用者の負担金です。4節児童福祉費負担金は、公立8園、私立15園の保育所の保育料、及び保護者急病等の場合の一時預かりの保護者負担金でございますが、令和元年10月から保育料が無償化されたことから、現年度保護者負担金が1億1,385万5,000

円減となっております。なお、未納状況は402件、2,957万円で、前年より458万1,000円。13.4パーセント減しており、不納欠損につきましては、連絡不通や生活困窮が理由で14世帯分を処理しております。5節児童福祉費市町村負担金は、広域保育で本市の公立保育所への他市町村からの入所者分の負担金でございます。2目衛生費負担金は、前年度比32万5,000円。2.4パーセント増でございます。備考欄の病院群輪番制病院運営費負担金は、夜間における重度緊急医療を確保するため、協同病院、東京医大病院、霞ヶ浦医療センターでの輪番制を阿見町、かすみがうら市ともに支援しておりまして、土浦市が一括して交付するため2市町からの負担金であります。33,34ページをお願いいたします。休日緊急診療運営費負担金は、土浦市が実施する在宅の休日緊急診療に係る、かすみがうら市からの負担金。未熟児養育医療受給者負担金は、入院療育を伴う未熟児の医療費給付に係る、自己負担分であります。15款使用料及び手数料は、前年度と比べ8,649万4,000円。6.3パーセント増でございます。このうち主なものについて説明させていただきます。1項使用料の1目総務使用料は、前年度と比べ329万6,000円。2.0パーセントの増で、1節男女共同参画センター使用料、2節行政財産使用料とも備考欄記載の通りでございますが、行政財産使用料の上から3項目め、本庁舎使用料は、常陽銀行土浦市役所出張所やATMなどの使用料。3項目下のウララ使用料は、外向き店舗、駐車場、地下のカスミの使用料。その下、モニター設置に係る使用料は、市民課の広告モニターに係る使用料であります。2目民生使用料は、前年度と比べ108万8,000円。14.0パーセントの減で、各節、備考欄に記載された施設の使用料でございます。このうち、3節障害福祉施設使用料は、いずれも療育支援センターの利用者負担分となる使用料。4節老人福祉センター使用料は、有料使用者となる60歳未満及び市外利用者に係る湖畔荘、つわぶき、うららの使用料。5節行政財産使用料は、こちら35,36ページをお願いいたします。備考欄記載のホームヘルプサービス事業施設使用料は、ウララビル5階で社会福祉協議会がヘルパー事務室を使用しているもので、介護保険の収益事業部門のため一般事業者として使用料を徴収しているものです。3目衛生使用料の1節衛生使用料は、前年度と比べ331万2,000円。12.3パーセント増となっております。霊園管理料は、令和元年度が3年分を一度に徴収する年にあたりますので、前年度と比べ1,335万7,000円増しております。また、収入未済は、連絡不通などによるもので、740件分ほどでございます。永代使用料は、国分霊園の再販が令和元年度には、なかったことなどにより1,004万6,000円の減となっております。4目農林水産業使用料。1節水路使用料は、農業用水路上を通路などとして占用している使用料であります。5目商工使用料のうち、2節公園使用料は、国民宿舎水郷跡地でのヘリコプター体験搭乗会に伴う使用料でございます。6目土木使用料の1節道路使用料は、道路占用料条例に基づく東電やNTTなどの電柱、看板などの使用料。2節公園使用料は、公園内における電柱、写真撮影、ロケ等の使用料です。3節住宅使用料は、市営住宅の住宅使用料と駐車場使用料であり、前年度と比べ822万8,000円。4.6パーセントの減となっております。現年度分の徴収率は、0.5パーセン

ト増の97.9パーセントとなっております。また、住宅使用料の過年度分を含めた滞納状況は、前年度の4,263件から4,000件に減少しまして、金額にいたしますと9,410万6,000円から8,960万3,000円となり450万4,000円。4.8パーセントの減となりました。また、不納欠損につきましては、本人の死亡、または、資力がないなどの理由によりまして、2件191万2,000円分を不納欠損処分しております。なお、減免につきましては、549世帯。6,340万8,000円となっております。4節施設使用料は、3月にオープンいたしましたりんりんポート土浦のシャワー室等の使用料でございます。5節行政財産使用料は、備考欄記載のとおりですが、備考欄二つ目の土地使用料は、中央一丁目駐車場のほか、ウララ大屋根広場、モールなどのイベント時の使用料など。田村川水路敷地使用料は、れんこんセンターの排水施設が田村川敷地を通っている関係でJAからの使用料。自動販売機設置に係る使用料は、りんりんポートに設置されたものです。7目消防使用料の1節行政財産使用料は、備考欄に記載の通りです。8目教育使用料1節保育料のうち、幼稚園保育料は、公立幼稚園の保育料ですが、園児数の減少、及び10月からの幼児教育・保育の無償化により288万1,000円。64.5パーセント減しております。2節放課後児童クラブ育成料は、利用者数の増加により88万4,000円。1.7パーセントの増であります。なお、現年度分の収納率は99.1パーセント、過年度分も含めた収入未済は、285人分、356万4,000円。減免制度利用者は406人、減免額は1,279万2,000円であります。3節社会教育使用料は、備考欄記載の施設使用料であり、各地区公民館や市民ギャラリーが新型コロナウイルスの影響で利用者が減少したことなどから191万5,000円。13.6パーセントの減であります。4節保健体育施設使用料は、40ページまでの備考欄記載の各体育施設の使用料であり、水郷プールの使用料が、前年度から9,565人。723万4,000円増となったことなどにより、前年度と比べ515万3,000円。6.6パーセント増となっております。なお、不納欠損処分しておりますが、これは川口運動公園使用料における、平成26年度に行われました野球イベントの使用料の未納分について、主催者が居所不明となっており、5年の時効を迎えたことから不納欠損処分を行ったものです。39,40ページをお願いいたします。6節行政財産使用料は、備考欄記載の通りですが、下から3つ目の広告掲示に係る体育施設使用料は、川口運動公園野球場の内外野フェンスへの広告、その下のロッカー設置に係る使用料は、水郷プールに設置してあるコインロッカー設置の使用料でございます。2項手数料は、8,564万円。11.6パーセントの増であります。1目総務手数料は、地縁団体認可証明手数料のほか、戸籍・住民票及び、撤去自転車保管手数料など、備考欄記載のとおり各種手数料で、245万円。3.3パーセントの減であります。2目衛生手数料。1節清掃手数料は、42ページまで記載してあります備考欄のし尿やごみ処理、犬の登録手数料などですが、清掃センターに直接搬入されるごみ処理手数料の見直し、及びごみ袋の有料化が平成30年10月に実施され、前年は半年間分の実績が1年間の実績になったことなどに伴い、3項目めのごみ処理手数料が3,405万8,000円。42ページの家ごみ処理手数料が5,803

万7,000円それぞれ増加し、衛生手数料全体では9,174万9,000円。14.2パーセントの増となっております。なお、家庭系ゴミの総量は、対前年度比で6.3パーセントの減少となっております。41,42ページをお願いいたします。2節土地の埋立て等申請手数料は、土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例による許可申請手数料11件分です。4目商工手数料は、火薬類消費に伴う許可申請手数料で、花火大会とからかさ万傘の2件分です。5目土木手数料は、372万2,000円。21.1パーセントの減であります。このうち、1節都市計画申請手数料は、備考欄記載の手数料は、新規申請等の減により、前年度と比べ118万円の減。建築許可等手数料は、大規模開発許可の件数減などにより200万円の減となっております。3節住宅手数料は、住宅使用料滞納者に係る督促手数料でございます。6目消防手数料は、ガソリンスタンドなどの危険物扱い施設を設置する際の検査手数料でございます。14款、15款の説明は以上です。

○吉田(千)委員長 それでは、ご質問ございますか。

○鈴木委員 衛生手数料のところをもう少し詳しく知りたいところがありまして、し尿汲み取り手数料。これは汲み取り券の売り上げとイコールという解釈でいいのかどうか。あともう一つごみ処理手数料。有料化のごみ袋の売り上げというのが、ここに入って来るのか。若しくは、その次のページの家ごみ処理手数料の方に含まれているのか。それとも両方に散らばっているのか。その辺をちょっと。わかりづらかったので、もう一度説明をお願いしたいんですが。

○渡辺環境衛生課長 ご質問の衛生手数料。まず、し尿汲み取り手数料に関しましては、こちらはし尿を汲み取った手数料でございまして、全部で2,393キロリットル分でございます。

○鈴木委員 汲み取り券の販売の金額と一致しているのか。それ以外にもあるのか。それだけだよ。知りたいのは。

○渡辺環境衛生課長 失礼しました。これは汲み取り券の販売の金額です。続きまして、ごみ処理手数料でございますが、こちらは清掃センターに持ち込まれたごみの手数料を足し上げたものでございまして、42ページの先ほど財政課長からご説明がありました家庭ごみ処理手数料。こちらは有料化したごみ袋の売り上げでございます。

○奥谷委員 39,40ページ。総務手数料の中の地縁団体認可証明手数料とは何なのか、ご説明をいただければと思います。

○五来市民活動課長 地縁団体の認可証明手数料でございますけれども、町内会が不動産を保有するなどの目的で、地縁団体の認可を受けておりますけれども、ただ今、銀行手続きなどの際に、証明書が必要となる場合があります。そちらを発行する際の手数料でございます。

○塚原委員 先ほどの鈴木委員のところの40ページのごみ処理の手数料のところ、家庭系のごみと事業系のごみのちょっと割合というのをちょっと教えていただいて、金額でも割合でも結構です。

○渡辺環境衛生課長 ごみ処理手数料の割合といたしましては、パーセントでいいです。

と、持ち込み事業系は8割、80パーセント。一般家庭系が20パーセントとなっております。金額ですと事業系が3億5,780万円ほど。一般家庭が669万円ほどになります。

○**島岡委員** ロッカー設置に係る使用料ということで、このロッカー、水郷プールの部分だという話を先ほど、ちょこっと聞いたと思うんですけど。常々私土浦市はロッカーが少ないなど。ロッカーがもっといっぱいあった方が市民の皆さん。または、土浦市に来た人が喜んでいただけるというか、便利に使っていただけるのかなど。それはJRがやっている部分とかいろいろあると思うんですけど、土浦市が管理しているロッカーは大体いくつぐらいあるんですか。というのは、もっとロッカーをいっぱい増やせば地域の皆さんも喜ぶし、収入も増えるんじゃないのかなというのがあります。

○**吉田(千)委員長** 島岡委員。大変申し訳ございませんが、歳入についての部分でございますので。

○**島岡委員** すいません。こちらは水郷の部分ということで。

○**山口財政課長** はい。水郷の部分です。

○**勝田委員** 渡辺課長。念のためお伺いしますが、先日、つくば市でゴミ収集業者が不正を行いました。土浦においては、市は損害を受けなかったという認識で、私いるんですけど、問題、間違いないですよ。

○**渡辺環境衛生課長** 8月の下旬の新聞報道は茨城新聞であった件かと思いますが、当該業者。成り行きとしましては、つくば市内の家庭系ごみの収集運搬を市から委託されていたと。その委託しているごみに、事業系のごみ。民間同士で契約して収集したごみを混ぜて、つくばのクリーンセンターに入れて無料で処分してた、という案件でございます。こちらつくば市の方からも情報提供の方、要請がありまして、実は、当該業者、土浦市内の一般廃棄物の許可も持っている業者でありまして、現在、私どもとしましては、当該業者にアポを取りまして、日にち設定の上で土浦市の市内の事業所のごみの処分の方法等をですね、ヒアリングをする予定でありますので、よろしくお願いたします。

○**吉田(千)委員長** ご意見ということで。私の方から1点だけ、すいません。環境衛生課長。お伺いしたいのですが、36ページになりますが。霊園の管理料。収入未済額ということで、740件という状況だと先ほど伺ったんですけども。このことなんです。この決算委員会で、長年に渡っての指摘事項という状況になっております。そういった中で、いわゆる長期にこういうことが続いているという状況かと思うんですが、これの現状というか、遡って今回740件ということなんです。これがずっと続いている状況だということは、まずはこの数字ですね、それをここ2、3年遡った数を教えていただきたいということと、それから、いわゆる、なかなかこういうことが、出来ないのなら、合葬墓という、そういった考え方についてはどうなのか。その辺がお伺いできればと思うんですが。

○**渡辺環境衛生課長** 数値につきましては、一昨年のものでしか、手元にございませんで、後でお出しいたします。合葬墓等につきましては、昨年度もご指摘を受けた通

り、名義人死亡によりまして、不明になっていたり、行方不明等で管理が不能な墓地の
方が実際多く現存しております。そのため、このようなことを防ぐために、今年度、環
境衛生課の方で市民の方々へ墓地に対する意識調査等の実施をするべく、現在進めてお
りまして、そちらを今年度、まとめまして、ご指摘のとおり納骨堂であるとか、合葬式
墓地の整備に向けて研究していこうと思っておりますので、よろしく願いいたしま
す。

○吉田(千)委員長 ありがとうございます。そういった考えで進めていただいている
ということですので、どうぞ収入未済額が減っていく状況が作られていくということが
大事かと思っておりますので、お世話になります、よろしくお願いします。

○内田委員 環境衛生課長さんね。4億2,500万からのいわゆる金額を扱っている
清掃センターですね。このうち、当然業者とか振込であるとか支払い方法があると思
うんですよね。ただ、家庭ごみの場合は、家庭ごみの持ち込みの場合は全部現金です
よね。そうすると事業系も現金のケースもあるでしょうし、例えば、事業系のごみはツケ
っていうの。我々民間で言うとな。後でまとめて払うとか。なんかそういう支払い形態
というのは、どういうふうになっているのかをまず聞きたい。なぜ、このことを聞きた
いかというとな、4億からの現金。いわゆる金を扱っている事業所というのは、やっぱ
り例えば金銭トラブル。例えば強盗が入るとか。現金がそこへ、1泊しているのか2泊
しているのかによって、金額貯まりますよね。私はそういうリスクを含めて、その話を
しています。どういうふうな現金の扱い方をしているのか。例えば100万。例えば現
金がね毎日入って窓口で現金があるとすれば。例えば翌日に持ち越せば2日分の現金が
あって、泥棒が入れば倍儲かるということになるわけで、そういう現金の扱い方をど
ういうふうにしているのか。セキュリティの意味で聞いています。

○渡辺環境衛生課長 清掃センターのですね、事業者の方の料金につきましては、事業
者それぞれカードの方を持たせまして、日ごとの搬入量の方を全部カウントしまして、
月払いにさせていただいております。ただ、一般家庭の搬入者に対しては、やはり現金で
その時にもらっていて、それは1日にすると少額でございますが、そちらについても少
し検討の方をしたいと思っております。

○内田委員 というのはね。4億からの20パーセントあるんだよね。家庭ごみが。さ
っき8割、2割っていいましたから。そうすると、年間8,000万の現金を置いてい
るということだよね。これ結構8,000万の現金で、窓口で受けるというのは大きい
ですよね。1日にしたら。このセキュリティは、ほんとの話、そこでトラブルすれば
な、責任者首飛ぶとかそういう問題になるわけだよ。現金の扱いについてのことをちょ
っと真剣に考えた方がいいよということ。それともう一つ。みんな月払いで、あとから
現金入れてくれるということなんだけれど、そういう場合。例えば取れなくて、夜逃げ
しちゃったとか、不納欠損とかそういう問題がおきたことがあるの。

○渡辺環境衛生課長 私が把握する限りではございませんが、遡って調べてはみない
と、ここでは答えられない。すいません。

○柏村委員 中村の清掃センターに行ったというのは、本当にしばらくぶり、ちょっ

と2年ほど居なかったもんですからね。その大掃除をしたんですね。本とか衣類とかね。それでね。大体トータル2万円くらいでした。でね。これは家のかみさんがね、すごく親切だ。ものすごく親切でそれで驚いたのね。それからね、やり方が合理的であると。お褒めの言葉でした。いや本当にありがとうございました。

(「笑い声」声あり。)

○**目黒委員** 教えていただきたいのですけれども、37ページにあります7番の消防使用料。こちらの38ページの備考欄の土地使用料と電柱設置に係る使用料というのは具体的にどういうものを指すのか教えてください。

○**鈴木消防長** 土地使用料の方につきましては、川口水防倉庫の敷地の一部を隣家に通路として使用するためにお貸ししている土地使用料になります。あと電柱設置に係る使用料については、消防本部の常備と非常備の施設にある電柱設置の使用料となっていて、6本ございまして、年900円。それで5,400円ということになっております。

○**吉田(千)委員長** 他にございますか。ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○**吉田(千)委員長** 暫時休憩をして、午前11時25分から再開いたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○**吉田(千)委員長** それでは再開します。先ほど資料請求がありました件に関して説明をお願いします。

○**山口財政課長** 先ほど求めがありました合併特例債の償還と交付税の算入額についての表でございます。お手元にあると思いますが、平成19年度から償還の方が始まりまして、令和元年度までの分で、合計の欄。元利償還額は30億円余りを償還している。このうちの、交付税70パーセントに算入される額というのが21億2,500万ということでございます。

○**内田委員** ありがとうございます。それで、これ年々増額になっていますよね。例えば2億7,000から4億、5億、7億、9億とこうきているわけね。これのピークっていつ頃で。それがピークが、いつくるんですか。当然、それに想定して算入額がね、計算出来るわけだから。例えば、これが20億までいくのか。

○**山口財政課長** 額はちょっとですね。今すぐには出ないんですけども。ピークは令和3年のころがピークを迎えるだろうと思っております。

○**内田委員** 3年後。それとも令和3年度。

○**山口財政課長** 令和3年度ですね。来年度。

○**内田委員** 来年度がピーク。案外大したことないんだな。金額も大した倍になるとかなんかじゃないわな。ここの残増で大丈夫。

○**山口財政課長** 充てている事業によりまして、大きく借りているものもありますので、例えば図書館の再整備事業ですとか。そういったものが返し始めると、ガクッと増えるというようなことも考えられます。

○内田委員 そういう意味でピークはいつだと聞いたんだよ。

○山口財政課長 来年度でございます。

○内田委員 それ以上はいかないということね、金額がな。はい。ありがとう。

○大橋納税課長 目黒委員より不納欠損額の固定資産税の内訳ということで、ご意見をいただきました。ただ今、お手元にお配りさせていただきましたとおり、市税不納欠損額内訳のとおりとなっております。よろしく願いいたします。

○目黒委員 支払う意思があっても、全額は払えないけれど、分けて支払いたいとか。そういった方も中にはいらっしゃるのかなと思うんですけど。そういった方への個別に対応とかというのは現実されているのでしょうか。

○大橋納税課長 それぞれ個別の事情に応じた対応はしているところですが、あくまでも今お示しさせていただいたのは、そういったご事情があっても最終的に不納欠損をしたものの内訳の一覧になります。

○目黒委員 ちょっとこの場では、それ以上あれなんですけれども。なるべくほんと、不納欠損がなくなるような取り組みの方をどうぞよろしくお願いします。

○吉田(千)委員長 引続き、16款国庫支出金の説明をお願いします。

○山口財政課長 あらためまして41、42ページをお開きください。下段にあります16款国庫支出金は、橋上化や自由通路など、神立駅周辺地区整備事業が前年度に終了したことなどにより、土木費国庫交付金が大きく減少しており、全体では2億9,763万7,000円。3.7パーセントの減となりました。1項国庫負担金は、3,261万6,000円。0.7パーセント増となります。1目民生費国庫負担金は、児童手当支給負担金、生活保護費負担金が減したものの、児童扶養手当支給負担金、介護保険事業費負担金が増したことなどにより3,340万8,000円。0.7パーセントの増であります。1節国民健康保険事業費負担金は、国保の安定を図るため、保険料軽減者数に応じた国からの財政支援で、国民健康保険特別会計に繰出しをするものでありますが、被保険者数の減少などにより371万7,000円の減であります。43、44ページをお願いいたします。2節特別障害者手当等給付費負担金は、在宅の重度障害者への手当に対する国の負担金。3節障害者自立支援給付費負担金は、障害のある方の生活支援などのサービス給付関係で、毎年伸びており1,705万9,000円。1.4パーセントの増。4節自立支援医療費負担金は、障害の程度の軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる更生医療、これ手術費用などですけれども、その一部を公費負担するものでございます。5節児童扶養手当負担金は、離婚や死亡などにより、18歳未満の子どもを養育しているひとり親などに支給される手当への負担金で、支給月が4カ月ごとから2カ月ごとに変更になった関係で、4カ月ごとの支給では、翌年度に支給されていた手当が年度内に支給されたことに伴い、その分の交付金が増えたことから5,265万円。24.6パーセントの増となっております。6節児童手当負担金につきましては、3歳未満1人につき1万5,000円。3歳以上中学校終了前までは1万円など、児童を養育する方への支給に対する国の負担分です。7節生活保護費負担金は、生活保護費の国からの負担金であり、前年度と比べ2,894万8,

000円。1. 7パーセント減しております。被保護世帯の実世帯数は1, 120世帯。前年度より37世帯増, 実人数は1, 318人で, 前年度より36名増しているにもかかわらず, 国の負担金が減している理由は, 最終的な実績額に応じた追加交付が令和2年度にごございますことから, 実質的には増となっております。8節生活困窮者自立支援事業費負担金は, 被保護者の就労支援や生活困窮者に対する自立相談支援, 離職等により住居を失う, または, 失う恐れのある者への家賃相当額を一定期間支給する住居確保給付金に対する負担金。9節介護保険事業費負担金は, 介護保険の第1号被保険者のうち, 第1から第3段階の方を対象に公費を投入し, 低所得の高齢者の保険料の軽減を図るもので, 軽減分に対する国の負担金で, 特別会計に繰り出しするものです。段階的に軽減幅が引き上げられておりますので, 前年度と比べ3, 098万1, 000円増しております。2目衛生費国庫負担金は, 入院養育を行う未熟児について, その医療費の自己負担分に対する公費助成への国負担金です。2項国庫補助金は, 7, 905万3, 000円。55. 1パーセントの増となっております。1目総務費国庫補助金の1節総務費補助金は, 全てマイナンバーカード関係の補助金でございます。個人番号カード交付事業費補助金及び事務費補助金は, マイナンバーカードの発行を全国一括で行っている地方公共団体情報システム機構J-LISへの交付に対する国の10分の10の補助金及び, カード発行事務に対する補助金でございます。社会保障・税番号システム整備費補助金は, 全国2カ所に整備された中間サーバーの次期システムを令和元年度から再構築しており, その市町村負担に対する国の補助金です。発行枚数が増していること及び整備費補助金が皆増したことにより総務費補助金は, 1, 590万6, 000円の増となっております。2目民生費国庫補助金は, プレミアム付商品券事業により8, 293万1, 000円。125. 5パーセントの増となっております, 国庫補助金の増の要因となっております。45, 46ページをお願いいたします。1節地域生活支援事業費補助金は, 障害者総合支援法により, 日常生活用具の給付や手話通訳などのコミュニケーション支援, 移動支援, 地域活動支援センターなど様々なサービスに対する補助金。2節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のうち, 生活保護適正化等事業費補助金は, 貧困の連鎖, 学習機会喪失の防止を目的として市内5カ所で行っている学習支援事業やレセプト点検をする非常勤職員報酬, 生活保護システム機器借上などの補助金であります。我が事・丸ごとの地域づくり推進事業費補助金は, 地域や他機関の協働による地域の問題解決を行うための体制づくりを支援するための補助金で, 本市では, 従前からあるふれあいネットワークなどの体制を強化してゆくものであります。3節児童福祉費補助金の保育体制強化事業費補助金は, 保育士の負担軽減のため, 後片づけ, 掃除などの保育以外の周辺業務を行ってもらふ人員を配置するための支援に対する国の補助金であります。母子保健衛生費補助金は, 令和元年度から新たに始まったもので, 心身の不調, または, 育児不安のある産後間もない産婦に, 産後ケア施設において助産師等が心身のケアや育児サポートを行う事業への補助金。保育環境等改善事業費補助金は, 3月24日付けで専決処分させていただいた新型コロナウイルス感染症対策として, マスクや消毒液等の購入費用に対する補助金です。4節母子家庭等対策総合支援事業費補助

金の高等技能訓練促進給付金等事業費補助金は、技能を身に付けるための就学援助により自立を目指す方への支援に対する補助金。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金補助金は、10月の消費税引き上げに伴い、未婚のひとり親に1回限りで1万7,500円を支給する給付費と事務費に対する補助金。5節プレミアム付商品券事業費補助金は、非課税世帯や3歳未満児のいる世帯を対象に、プレミアム付商品券を販売する事業のプレミアム分や事務経費に対する補助金であり、皆増となっております。3目衛生費国庫補助金。1節感染症予防事業費等補助金の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、がん検診への受診勧奨・再勧奨に関する事務費に対する補助金。特定感染症検査等事業費補助金は、風疹の抗体検査・定期予防接種に必要な経費に対する補助金。2節母子保健衛生費補助金は、いずれも新規のもので、産婦健康診査事業費補助金は、産後間もない産婦の健康チェック費用の一部を助成するための費用への補助金。母子保健情報連携システム改修事業費補助金は、マイナンバーカードでの情報連携の運用開始に対応するため、母子保健記録を管理するシステム改修経費への補助金でございます。3節清掃センター費補助金は、最終処分場の放流水等の放射能測定経費への補助金であります。4目教育費国庫補助金につきましては、47,48ページをお願いします。1節小学校費補助金の就学援助費補助金は、要保護の児童生徒の修学旅行費用や医療費等への補助金。特別支援教育就学奨励費補助金は、障害等による特別支援学級等、保護者が負担する教育関係扶助費に対する補助金でございます。スクールバス運行事業費補助金は、小学校統合により通学バス運行に伴う経費に対する補助金で、自宅から学校までの距離が4km以上離れている児童20人の経費でございます。2節中学校費補助金の就学援助と特別支援は、先ほどの小学校費と同様の内容となっております。3節幼稚園費補助金の就園奨励費補助金は、保護者の経済的負担を軽減するため私立幼稚園の保育料の一部助成に対する補助ですが、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、終了しており、1,610万3,000円の減となっております。6目農林水産業費国庫補助金は、常名地区のかんがい排水路整備事業への補助金です。続きまして、3項国庫委託金は、主に、国事業の市町村への委託であり、123万8,000円。3.6パーセントの減となっております。1目総務費国庫委託金。1節総務管理費委託金は、備考欄にありますように、旧外国人登録であります中長期在留者届出事務及び自衛官募集事務に係る委託金。2目民生費国庫委託金。1節社会福祉費委託金は、市で行っております国民年金事務に係る各委託金。国民年金事務費委託金は、法定受託事務の事務費に対して。国民年金事務協力連携委託金は、年金制度の周知啓発等に係る経費に対して。特別障害給付金事務費交付金は、いわゆる旧法の年金制度において加入していなかった学生、サラリーマンの配偶者の方が障害基礎年金に該当する障害の状態となった場合に給付される特別障害給付金事務費に対する委託金でございます。49,50ページをお願いします。備考欄、年金生活者支援給付金事務費交付金は、公的年金等の所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せ支給するための事務費に対して交付されるものです。2節特別児童扶養手当支給事務委託金は、障害のある児童の養育者に支給される手当に要する事務への交付でありま

す。続きまして、4項国庫交付金は、民生費交付金が増したものの、土木費交付金が大きく減したことにより、前年度と比べ4億806万9,000円。14.3パーセントの減となっております。1目総務費国庫交付金。備考欄の地方創生交付金は、地方創生に資する主にソフト事業に交付されるもので、水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクトとして、ここでは、広域レンタサイクル事業、本市の自転車活用推進計画の策定などへの交付であり、このほか、商工費、土木費にもこちらの交付金がございます。2目民生費国庫交付金は、児童福祉費で増していることにより4億6,479万4,000円。42.9パーセントの増となっております。2節児童福祉費交付金の子ども・子育て支援交付金は、保育所や認定こども園での延長保育事業や一事預かり事業に対する交付金。保育所等整備交付金は、民間に移管した桜川保育園及び第二幼稚園跡地に移転するもみじこども園の保育所機能分の整備費に対する交付金で、こちらは皆増。地域少子化対策重点推進交付金は、結婚を機に市内へ転入や市内で転居する方への引越しの費用に対する交付金。こどものための教育・保育給付交付金は、私立保育所給付費に対する交付金であります。10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより2億1,838万7,000円の増でございます。子育てのための施設等利用給付交付金は、無償化に伴う新制度で、子ども子育て新制度に移行していない幼稚園の保育料や認可外保育施設利用料に係る無償化対象分に対する交付金で、こちらも皆増となっております。3目衛生費国庫交付金の1節保健衛生費交付金は、乳児がいる家庭を全戸訪問する事業への交付金。2節環境衛生費交付金の循環型社会形成推進交付金は、従来からある合併処理浄化槽設置と、汚泥再生処理センター整備費に対する交付金ですが、前年度に清掃センター施設更新工事が完了したことにより1億7,357万8,000円。56.5パーセント減しております。環境共生事業社会資本整備総合交付金は、コンポストなどの生ごみ処理容器配布等への交付金でございます。4目農林水産業費国庫交付金。1節農林水産業費交付金は、イノシシなどの有害鳥獣の駆除に対する交付金。51,52ページをお願いします。5目商工費国庫交付金。1節商工費国庫交付金の備考欄、商店街活性化支援事業費社会資本整備総合交付金は、中心市街地エリア内の空き店舗を活用して新たに創業・開業する事業者に対する家賃補助への交付金。地方創生推進交付金は、同じくサイクリングによるまちづくりプロジェクトに関する事業で、サイクルーズや散走、自転車試乗会、自転車教室等の事業への交付金でございます。6目土木費国庫交付金は、各社会資本整備総合交付金や地域住民の防災減災対策に資するための防災・安全交付金が主なものとなります。1節道路橋梁費交付金は、狭あい道路の整備や橋梁の長寿命化、舗装の打替え、川口運動公園脇の歩道のバリアフリー化工事への交付金。2節河川費交付金の特定防衛施設周辺整備調整交付金は、霞ヶ浦飛行場周辺対策として交付されるもので、雨水対策として、西根・竹の入都市下水路工事に充当したものです。3節都市計画費交付金は、前年度に神立駅の橋上化、自由通路及びりんりんポートが完成したことに伴い、7億9,919万9,000円。58.2パーセントの減となっております。各都市計画道路の用地取得及び道路改良工事が主ですが、このほかでは、備考欄一つ目の住宅・建築物耐震改修等事業は、昭和56年以前の既存木造建

建築物の耐震診断。中ほどの住宅復興資金利子補給事業は、東日本大震災等で金融機関から住宅復旧に係る資金を借り入れている方への利子補給への交付金でございます。53、54ページにまいりまして、2項目めのまちなか定住促進支援事業は、市外から中心市街地へ住み替える新婚・子育て世帯への住宅購入補助及び賃貸住宅家賃補助でございます。一番下の地方創生臨時交付金は、サイクリング関係で、自転車交通ネットワークの策定に対する交付金でございます。4節住宅費交付金は、市営住宅の長寿命化計画の策定や住宅リフォーム助成事業に対する交付金。7目教育費国庫交付金は、前年度と比べ1億1,600万3,000円。217.2パーセントの増となっております。1節小学校費交付金は、下高津小学校と荒川沖小学校校舎の非構造部材の耐震化工事への交付金。2節社会教育費交付金のうち、住宅・建築物安全ストック形成事業交付金は、市民会館の耐震補強及び大規模改造工事のうち、耐震化工事に係る部分が対象となっており、進捗により6,791万6,000円の増。こども子育て支援交付金は、既存の44児童クラブ運営費に対する交付金。子ども子育て支援整備交付金は、神立小学校第1児童クラブ室の増築工事に対する交付金です。16款の説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、暫時休憩といたします。1時から再開させていただきますのでよろしく願いいたします。

(午前11時54分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○吉田(千)委員長 それでは休憩前に引き続きまして再開いたします。休憩前にありました16款国庫支出金の質問から始めたいと思います。ご質問ありますか。

○目黒委員 45ページ。2目民生費国庫補助金の4節の母子家庭等対策総合支援事業費補助金の備考欄で、高等職業訓練促進給付金等事業補助金ですね。46ページのところですね。すいません。こちらの高等職業の訓練給付金でございますけれども、何名分の補助金。また、高等職業、職種についてどのようななどのような職種。また、今後もまた給付金事業は続けられるのか。合わせてご質問させていただきます。

○菊田こども福祉課長 高等職業訓練促進給付金等事業補助金。これにつきましては、支給期間は、最長で4年でございます。昨年度、支給期間を延長しておりまして、これまでは3年だったところを4年に延長しております。また、終了までの最後の12カ月につきまして、月当たり4万円の増額をしております。ですので、非課税世帯では、それまで月額10万円出たところを、14万円と、最後の12カ月だけ増額するような措置をしております。これは昨年度、令和元年9月議会で補正をしております。人数につきましては、令和元年度は10名が対象となっております。

○目黒委員 職種に関しましては、看護師等というイメージがございますけれども、それ以外にございますでしょうか。

○菊田こども福祉課長 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等でございます。

○目黒委員 10名の方。みなさんそれぞれの職種の職業訓練の勉強をされているということで、よろしいんですかね。

○菊田こども福祉課長 この中に該当するわけですが、決裁でみますところ、看護師が

多いです。

○**田子委員** 44ページの上から4つ目の児童扶養手当支給負担金。これの人数と。それからその下の未熟児養育医療給付費負担金。これも人数を教えてくださいませんか。

○**羽成健康増進課長** 未熟児養育医療給付費負担金の人数でございますが、元年度は12名が対象となっております。

○**菊田こども福祉課長** 児童扶養手当支給負担金の人数ですけれども、令和元年度、令和2年3月末の人数ですけれども、実質で1,231名でございます。年5回の支給がございましたけれども、延べ人数では2万7,959人ということでございました。

○**田子委員** 令和元年度で教えてくださいませんか。

○**菊田こども福祉課長** 令和元年度で、令和2年の3月末の実質的な人数では1,231人でございます。

○**田子委員** あとで詳しくお伺いしたいと思います。それと、もう1点なんですけれども、48ページのスクールバス運行事業費補助金について伺いたいと思います。これ、5年間かと思うんですけれども、あとどれくらいの期間残っているのか。受けられるのか教えてくださいませんか。

○**田中学務課長** スクールバス運行の補助金につきましては、運行開始から5年でするので、30年から運行していますので、令和元年度を含め4年受けられます。

○**田子委員** 全体として、あと4年という認識でいいんでしょうか。

○**田中学務課長** 新治学園について、4年ということでございます。新たに、また適正配置で上大津地区も運行しておりますので、そちらについては、運行開始からまた5年受けられます。こちらの元年度の新治学園の補助金については、令和元年度を含め4年ということでございます。

○**田子委員** 土浦小学校もバス運行していると思うんですけれども。土浦小学校の分というのはどうなっているんでしょうか。

○**田中学務課長** 土浦小学校につきましては、平成30年度で補助終了しております。

○**吉田(千)委員長** 他にございますか。ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○**吉田(千)委員長** それでは引続き、17款県支出金の説明を願います。

○**山口財政課長** 55,56ページをお願いします。17款県支出金でございます。県支出金につきましては、国との負担割合で内容が重複するものもありますので、主なものについてご説明いたします。県支出金全体では、2億2,014万4,000円。

6.6パーセントの増です。1項県負担金。1目民生費県負担金の1節行旅病死亡人取扱負担金は、身元不明や身元引受人のいないご遺体の検案や埋葬等に要する費用への負担金です。続きまして、5節国民健康保険事業費負担金は、低所得の被保険者の負担軽減を図るため、所得に応じて保険料を7割、5割、2割軽減するための負担金及び市に対して軽減している保険者数に応じた負担金でございます。6節後期高齢者医療事業費負担金は、国民健康保険事業費負担金同様に、保険料を軽減するための負担金ござい

ます。このほかの民生費県負担金及び2目衛生費県負担金は、国庫支出金で説明いたしました制度内容と同様の県の負担金でございます。2項県補助金は、7,198万5,000円。9.7パーセントの減です。57,58ページをお開きください。1目総務費県補助金の1節広域隣保活動事業費補助金は、地域住民の生活改善、向上を図るための生活相談事業に対して交付されるもので、毎週水曜日、新治地区公民館で行っている相談員の賃金に対する国の分も含めた補助金でございます。2節新市町村づくり支援事業費補助金は、市町村が行う合併特例債事業の交付税措置されない部分と起債充当残に対する県補助金で、市営斎場整備事業に充当しているものです。2目民生費県補助金は、6,056万5,000円。10.4パーセント減となっております。1節社会福祉費補助金の医療福祉費補助金は、マル福対象者が医療保険で病院にかかった場合の一部負担への公費助成に対する県からの補助金。消費者行政推進事業費補助金は、消費生活センターの機能強化として、消費者教育の推進、相談員のレベルアップのための研修等への県補助金。2節地域生活支援事業補助金は、国庫補助金と同様の制度内容で、障害者の自立支援関係への補助金でございます。3節軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金は、身体障害者手帳の取得に至らない軽度の難聴児に対する補聴器購入支援への補助金でございます。4節老人福祉費補助金につきましては、前年度にございました介護保険施設の開設準備への補助金が、令和元年度はありませんでしたので7,372万3,000円減となっております。社会福祉法人等利用者支援事業費補助金は、社会福祉法人等が行う生計困難者に対する介護サービスに係る利用者負担額軽減制度に対する県補助金。高齢者福祉 対策補助金は、市内の老人クラブ活動の助成事業に対する補助金。地域包括ケアシステム推進基盤整備事業費補助金は、在宅療養支援診療所、訪問介護事業所等の開設・事業拡充に対する県補助金でございます。5節児童福祉費補助金の備考欄、心身障害児福祉手当補助金は、心身に障害を有する児童に対し支給される手当への県補助金。民間保育所等乳幼児等保育事業費補助金は、民間保育所の乳幼児に対応する非常勤保育士の雇用等に対する補助金。子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園の事業所に支払う給付費のうち、県と市が負担する分は国負担以外という意味で、地方単独分と言われており、その分の県補助金でございます。多子世帯保育料軽減 事業費補助金は、第3子以降の3歳未満児の保育料の無償化、第2子の3歳未満児の保育料を半額とするための県補助金であります。保育体制強化事業費補助金は、国庫支出金と同様、保育士の負担軽減のための補助金でございます。子ども子育て支援事業費補助金は、幼児教育・保育無償化に伴う事務費に対する国からの県を通じた補助金。認定こども園施設整備費補助金は、幼保連携型認定こども園の幼稚園機能分の整備費への補助金でございます。59,60ページをお願いします。茨城県障害者総合支援事業費 補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用増加分への支援に対する補助金でございます。3目衛生費県補助金のうち、2節健康増進事業費補助金は、健康教育、健康相談、肝炎などの健康診査などの費用に対しての補助金。3節市町村骨髄ドナー助成費補助金は、令和元年度からの事業で骨髄または抹消血管細胞を提供した方に対

する助成への補助金でございます。4節合併処理浄化槽設置事業費補助金は、通常分と茨城県の上乗せ分である森林湖沼環境税分、合わせて、合併処理浄化槽10基の設置に要する助成への補助金でございます。7節環境保全対策費補助金は、エネファームや蓄電池設置への補助金です。4目農林水産業費県補助金。1節農業費補助金のうち、備考欄3項目めの機構集積支援事業費補助金は、農業委員会に対して、遊休農地や違反転用の発生防止解消を図るための利用状況調査や指導等に要する経費及び農地集積の相談員に対する経費への定額補助金。そのすぐ下、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金は、国の減反政策終了後も、農地転作などの利用に対する事業に対しては引き続き支援を行うことから、農林水産課に事務局がある土浦市農業再生協議会事務費に対する補助金でございます。2項目下の農業人材力強化総合支援事業費補助金は、人・農地プランに位置づけられた新規就農者へ経営が軌道に乗るまでの間、年間最大150万円の補助金支給に対しての補助金でございます。61、62ページにまいりまして、茨城県機構集積協力金交付事業費補助金は、茨城県の農地中間管理事業制度を活用し、農地の集積を図るための事務費への補助金。県単土地改良事業補助金は、木田余地区の農道整備工事への補助金です。2節林業費補助金の身近なみどり整備推進事業費補助金は、森林湖沼環境税による地域内の荒廃した民有林の下草刈、間伐等を実施する費用への補助金。5目商工費県補助金は、台風15号、19号により被害を受けた中小企業の復興を支援するための融資に係る利子補給への補助金。6目土木費県補助金の1節既存建築物の耐震診断2節被災住宅復興支援事業は、国の社会資本整備総合交付金と同様の内容です。3節合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費補助金は、広域幹線道路への補助金で朝日トンネル整備事業及び新治南314号線バイパス整備事業における合併特例債償還費の交付税措置対象外分等に対する補助金でございます。4節国土調査費補助金は、右叡地区の国土調査事業に対する補助金でございます。7目教育費県補助金。1節社会教育費補助金については、13校の放課後子ども教室運営費、備品購入などに対する補助金でございます。2節被災児童生徒就学支援等事業補助金は、東日本大震災で被災し、福島県から避難している児童生徒への就学援助に対する補助金。63、64ページをお願いします。3節理科観察実験支援事業理科教育施設設備費等補助金は、5年生・6年生を対象に配置している理科の実験・観察等の支援員に対する補助金。8目災害復旧費県補助金。1節厚生関係災害復旧費補助金は、台風15号により住宅に著しい被害を受けた2世帯への支援金に対する補助金でございます。3項県委託金は、国委託金同様、県の委託事業に関するもので、2,040万2,000円。7.0パーセントの増です。1目総務費県委託金1節徴税费委託金は、市県民税の県税分の賦課徴収に要する事務費への交付。2節選挙費委託金は、参議院議員選挙の委託料収入及び在外選挙費委託金は、国外在住の有権者の国政選挙への投票に関して、国内最終住所地で選挙人名簿へ登録するための事務経費でございます。3節統計調査費委託金は、備考欄記載の国県の基幹調査で、工業統計調査や常住人口調査などに対する委託金であります。2目民生費県委託金1節扶養共済年金委託金は、厚生労働省所管の障害者扶養共済制度によって、障害者の方を扶養している保護者が加入し、死亡又は重度障害になった際の終身年金支

給への委託金です。65, 66ページをお願いします。3目農林水産業費県委託金は、備考欄にあるように上備前川の水門管理業務の委託金。4目商工費県委託金は、土浦港、亀城公園、霞ヶ浦総合公園、小町の館の4カ所で実施している観光客数調査への委託金でございます。5目土木費県委託金は、1節土木費委託金は、大岩田にあります備前川排水機場と、真鍋新町にあります新川排水機場の運転・維持管理に対する委託金。6目教育費県委託金の2節学びの広場サポートプラン委託金は、小学校4・5年生及び中学校1・2年生を対象として、小学校は夏休み、中学校は各学校の計画期間において、算数・数学の補充的な学習の場学びの広場で、学習を支援するサポーター等の配置などへの交付でございます。3節スクールライフサポーター活用調査研究委託金は、不登校児童解消支援の県のモデル事業として選定された、都和小、都和南小学校において、教育相談や授業中の個別サポートを通じて、不安や悩みを抱える児童への対応を行うためのスクールライフサポーター配置への交付でございます。続きまして、4項県交付金。1目総務費県交付金は、旅券。これパスポート関係ですけれどもね。旅券関係など県から権限委譲された、411の事務処理に対する交付金。2目民生費交付金の1節民生委員推薦会交付金は、民生委員推薦会の運営経費への交付金。67, 68ページをお願いいたします。2節児童福祉費交付金の備考欄、子ども・子育て支援交付金は、国交付金同様の内容で延長保育や一時預かり事業に対する県交付金。被災者支援総合交付金は、東日本大震災の避難者で保育料の費用負担が困難な場合の減免措置への交付金。3目衛生費県交付金の1節保健衛生費交付金の子ども・子育て交付金は、国交付金同様の内容で乳幼児全戸訪問事業に対する県の交付金でございます。4目農林水産業費県交付金。1節農業費交付金のうち、農業委員会費交付金は、農地法など法令業務を適正に処理できるよう人件費など農業委員会の経費に対する交付金。備考欄4項目めの多面的機能支払交付金は、農地に係る水路や道路などの保全管理、農業水利施設の維持管理など、農村環境向上活動を行う組織に対する交付金でございます。一つ置きまして、農地利用最適化交付金は、農地利用の最適化及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当または報酬の財源としての交付金。5目教育費県交付金。1節社会教育費交付金は、国交付金と同様の内容であり、放課後児童クラブの運営及び整備に対する交付金。2節保健体育費交付金は、第74回国民体育大会の運営に係る交付金で8, 840万円の皆増でございます。6目災害復旧費県交付金1節総務関係災害復旧費交付金は、災害救助法に基づく東日本大震災での避難所開設経費、福島県から避難された方々の応急仮設住宅としての民間アパート借上げ分及び台風19号による避難所運営並びに一部損壊した住宅の応急修繕費用1件分に対する交付金です。17款の説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、ご質問ございますか。

○奥谷委員 教えていただきたいんですが、59, 60ページにあります衛生費県補助金の中で、3節市町村骨髄ドナー助成費補助金。令和元年から新しい補助金だということでしたけれども、この事業内容。また、支給要件、支給額等を簡単に事業内容を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○羽成健康増進課長 令和元年から事業が始まりまして、日本骨髄バンクを介して骨髄または抹消血管細胞を提供した市民に対して、骨髄ドナー助成を行った際、必要な経費の2分の1を県が補助するものとなっております。今回は1名の方がおりましたので計上させていただきました。

○矢口（勝）委員 61, 62ページです。6目土木費補助金の3節合併なんたら補助金なんですけど、申し訳ないもうちょっと説明いただいてもよろしいでしょうか。

○岡田建設部長 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金につきましては、合併特例債。95パーセント借りて、その7割が交付税措置されます。3割が交付税対象外という形でありまして、その3割に対して、元利償還金の70パーセントを県から補助金として出るものです。また、95パーセントしか合併特例債が借りられませんので、5パーセント裏負担分ありまして、それに対しても元利償還金の7割が県からの補助金ができるものでございます。

○矢口（勝）委員 ようはそうすると、この補助金があることによって、ほとんど土浦市での事業に対する負担は無いというふうに考えてよろしいんですね。

○岡田建設部長 交付税が7割。この3割の7割出ますので。それと裏負担の5パーセントの7割の元利償還金ができますので、市町村負担は、ほとんど無いような形でいきます。

○田子委員 60ページの下から2つ目。農業人材強化総合支援事業費補助金なんですけれども。昨年よりも増えているのかなと思うんですけども、対象の方の人数を教えてくださいたいんですけども。あとその内容を教えていただけたらと思います。

○佐藤農林水産課長 こちらにつきましては、対象者の方は7名となっております。うち、1名が年度途中で終了ということで昨年度よりも増えているということでございます。新規の方は、令和元年の時は、ゼロでございました。全員が継続でございます。

○田子委員 1名、年度途中で終わられているということ。

○佐藤農林水産課長 そうですね。

○田子委員 なんで増えるのか教えてもらえますか。なぜ1人減って金額が増えるのか。

○佐藤農林水産課長 1組が夫婦の方がいまして、夫婦の方が1.5倍になるということがございます。

○吉田（千）委員長 他にございますか。ありませんか。

（「なし」という声あり。）

○吉田（千）委員長 それでは引続き、18款財産収入から22款諸収入まで説明願います。

○山口財政課長 改めまして、67, 68ページをお願いいたします。18款財産収入は、3億7,977万7,000円。77.3パーセントの減で、土地の売り払い収入の減などによるものです。1項財産運用収入につきましては、69, 70ページをお願いいたします。1目財産貸付収入は、土浦地方卸売市場、市所有のイオンの敷地下の水路、滝田スーパーブロック用地など土地の貸付及び土浦駅前交番などの建物貸付、ま

た、自動販売機等設置に係る貸付でございます。2目利子及び配当金。1節積立金収入は、備考欄記載の各基金の預金利子等でございます。2節配当金収入は、市が所有しております茨城計算センター、土浦ケーブルテレビ、土浦都市開発、茨城放送の株式の配当金であります。2項財産売却収入。1目物品売却収入は、清掃センターや分別収集で回収されたアルミ、鉄くずなどの売却収入で単価が下がっていることなどにより2,598万円の減。71,72ページにまいりまして、2目不動産売却収入は、公立保育所の民間活力導入に伴う旧桜川保育所の売却及び普通財産7件の売却ですが、前年度は、駅前北地区市所有地や旧第二幼稚園跡地、旧大岩田幼稚園跡地などの売り払いがあったことから、前年度と比べ3億5,431万9,000円の減となっております。19款寄付金1項寄付金1目ふるさと土浦応援寄付金でございますが、ふるさと納税につきましては、指定制度化されまして、返礼品は寄付額の3割以下の地場産品とされるなど、全自治体が同条件となり、これまでの不利な状況が改善したことなどから前年度と比べ2億9,708万7,000円。245.5パーセントの増となりました。2目民生費寄付金は、団体2件、個人2件の福祉目的への寄付で、全額、社会福祉事業基金に積み立てております。4目災害復旧寄付金は、備考欄記載の団体からの台風19号に係る災害見舞金。5目衛生費寄付金は、73,74ページをお開きください。個人の方から霞ヶ浦の水質浄化のための寄付がございまして、霞ヶ浦水質対策事業及び高校生に対する環境教育推進事業に充当しております。6目総務費寄付金は、一般行政経費として。7目教育費寄付金は、青少年の健全育成を目的として、それぞれ個人の方からご寄付を頂いたものです。20款繰入金1項特別会計繰入金は、前年度は、土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計から事業終了に伴い、消費税の還付金などの清算金がございましたので、令和元年度は3億9,919万2,000円減しております。1目介護保険特別会計繰入金は、平成30年度の介護保険への繰出金について精算し残余を一般会計に戻したものです。2目駐車場事業特別会計繰入金は、東西市営駐車場整備に係る償還が終了したことから令和元年度から、利益の一部を一般会計に繰り入れたもの。2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、当初予算では、5億円の繰入れを見込んでおりましたが、最終的には、年度末に専決処分させていただきました新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等のマスク、オゾン発生器等の購入費や国庫交付金返還金の財源として7,414万円を繰り入れたものです。2目市債管理基金繰入金は、1億3,000万円の繰入れを見込んでおりましたが繰入なしとなったものです。3目合併振興基金繰入金は、合併特例債を原資とした基金で、新市建設計画に位置付けられたソフト事業に活用できるもので前年度までに償還が終わった範囲内で取崩しが可能となります。毎年、計画的に償還、取崩しを実施しており、生ごみ・プラスチックリサイクル処理委託料等のごみ処理対策事業に2億658万円繰り入れて充当したものです。75,76ページをお願いいたします。5目協働のまちづくり基金繰入金は、市民提案型4件のソフト事業及び自治会公民館の新築・改築等への補助に活用したものです。6目奨学基金繰入金は、経済的理由により高校進学が困難な生徒に勉強の機会が得られるよう、奨学金を支給するもので、月額7,000円を39人に支給しております。7目市立学校施設整

備基金繰入金は、大岩田小学校プールの目隠しフェンス改修工事の財源としたものです。続きまして、21款繰越金は、備考欄記載のとおり平成30年度の剰余金及び事業費の繰越し分を計上したものでございます。繰越し分についての内訳としては、道路新設改良事業や学校給食センター再整備事業など全部で25事業であります。22款諸収入1項延滞金及び加算金の1目延滞金は、市税納付に係る1万2,272件の延滞金であり、件数では昨年度と比べ719件の減で、金額では955万5,000円。14.6パーセントの減となっております。2項預金利子は、77,78ページをお願いします。1目預金利子は、歳計現金などの利子であります。3項貸付金元利収入の2節中小企業金融機関貸付金元金収入は、中小企業への融資のため銀行等に預託したものの元金返済であります。3節障害者住宅整備資金貸付金元利収入は、障害者専用の居室等の増築・改築に対する貸付金の元利返済金収入。令和元年度の新規貸し付けはなく、収入未済が2件あります。4節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入は、60歳以上の者が属する世帯に高齢者専用の居室等の増築・改築に対する貸付金の元利返済金収入で、収入未済は、平成9年からのものなど3件であります。5節地域改善対策住宅新築資金等貸付金元利収入は、地域改善対策特別事業に係る住宅新築資金等の貸付金の元利返済金収入で、10名から納付があったものです。14名が分納返済中ではありますが、記載してあります金額の収入未済がございます。6節災害援護資金貸付金元利収入は、東日本大震災により被災した方に対する貸付金の返済金収入で、6名から返済があったもので、収入未済は2名分です。4項受託事業収入ですが、1目農林水産業費受託事業収入は、独立行政法人農業者年金基金から農業委員会に委託されている農業者年金の加入手続き等の事務の委託金。2目商工費受託事業収入は、79,80ページをお開きください。広域サイクルーズ運航実証実験業務受託金収入は、霞ヶ浦を自転車を載せて運航するサイクルーズ事業について、共同実施している茨城県、潮来市、行方市からの委託金収入でございます。3目土木費 受託事業収入は、神立停車場線の神立一部事務組合施工区間について、本市の施工区間と合併工事として発注することで経済性、施工効率等の向上が図れることから、その整備工事に対する委託金です。5項雑入1目雑入1節学校給食費は、小学校・中学校・幼稚園の児童生徒の給食費で、収入は前年度と比べ9.1パーセントの減。収入未済は、442名分。生活困窮などの理由で、不納欠損は29名分、84万3,000円となっております。2節高額療養費負担金は、マル福受給者の高額医療費はマルフクで立替えているため、国民健康保険や各種社会保険など保険者負担分を雑入で受けているものでございます。3節緊急診療報酬は、保健センター内にある休日緊急診療所の夜間と休日の昼間の診療報酬です。4節高速自動車国道救急業務支弁金は、常磐道において救急・消防業務を行う経費への東日本高速道路からの支弁金。5節指定管理者納付金につきましては、自転車駐車場の指定管理者であるシルバー人材センターから、協定による収益の納付金でございます。前年度比で140万円の減となっておりますが、神立駅西口自転車駐車場が更新中のため減となっているものです。6節広告掲載事業収入は、備考欄記載の各種媒体を活用して広告を掲載したものであり、このうち、体育施設広告掲示料は、川口野球場の内外野のフェンスへの広告掲示料。一番下の

リサイクル関係広告掲示料は、分別収集カレンダーへの広告掲載料です。7節雑入につきましては、前年度比で3億9,333万1,000円。143.7パーセントの大幅な増となっております。プレミアム付商品券の購入代や神立駅西口自転車駐車場の移転新築関係、茨城国体の剰余金などが増額となった主な理由です。収入未済につきましては、昨年度の決算特別委員会の指摘事項にもございましたが、土浦市商業近代化事業補助金返還金。いわゆる街路灯補助金返還金の未納分3,670万8,000円。その他は、生活保護法による返還金、児童扶養手当の返納金などの未収金などであります。それでは、主なもの新規のものを中心に内容をご説明いたします。81,82ページをお開きください。3項目めのコミュニティ事業補助金は、宝くじの収益を活用しての助成金で、西並木町の山車の整備に対して財団法人自治総合センターから交付を受けたもの。中ほどの手話奉仕員講座・要約筆記講座負担金は、障害福祉課で行っている講座に美浦村・阿見町の住民を受け入れていることによる両自治体からの負担金。下の方にまいりまして、空き地草刈取扱手数料は、民地において地権者が遠方などの都合で刈り取りができない場合に市が代行し、費用を地権者から求めるもので58件分です。その下、ペットボトル有償譲渡還元金は、市町村が収集したペットボトルの売り上げの還元金で、収集量の増加及び引き渡し単価の上昇により、前年度と比べ413万4,000円増しております。83,84ページをお願いいたします。上から5項目めの土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の人件費繰入金は、土浦市職員分の人件費が人事課に歳入されたもの。その下の同じく一部事務組合負担金剰余金は、前年度決算の剰余金が戻されたもので、昨年度と比べ1,193万1,000円の増。中ほどの生活保護法63条による返還金は、年金などの遡及事案が生じた場合、申告によって返還されるもの。その下、生活保護法第78条による徴収金は、不実の申請やその他不正受給の場合などにより徴収するものであります。下から4項目め事故損害賠償保険金等は、車両等の事故14件に対する保険金。その下、建物総合損害共済災害共済金は、市施設の建物損害への保険金ですが、例年より台風被害が多かったことなどから、昨年度より14件496万1,000円増しております。85,86ページをお願いします。下から8項目めの遺失金員返還金は、図書館での現金拾得物を警察に届けてから半年経過しても落とし主が現れなかったことによる歳入。その下、福島原子力発電所事故に伴う損害賠償金は、原発事故によってイノシシの放射能汚染の恐れから、食用としての捕獲が激減し、イノシシが増加したことに伴い、市がイノシシの捕獲を委託することとなった負担分に対する東京電力からの賠償金で、平成29年度分。89頭の捕獲分が歳入されたもの。一番下の多面的機能支払交付金返還金は、交付金対象事業終了後に交付金残額が発生したための返還金でございます。国50パーセント、県25パーセント、市25パーセントの交付金のため、返還金のうちの75パーセントは国県に返還することとなります。87,88ページをお願いします。上から2項目めの市町村振興宝くじ交付金は、令和元年秋に発売されたハロウィンジャンボ宝くじの収益金。5項目下の神立駅西口自転車駐車場整備負担金は、駐輪場の新築工事等に対する、協定に基づく45パーセント分のかすみがうら市からの負担金で、工事の進捗により2,587万9,000円の

増。その下の入札談合の損害賠償金に係る負担金返還金については、本市が負担金を出している県営土地改良事業において入札談合があり、独占禁止法違反により課徴金が課せられた事に対する事業者からの損害賠償金で、負担割合に応じて各市町村等に返還されたものでございます。その下は、ジェイコムスタジアムほか5件のネーミングライツ収入。少し下の方にまいりまして、神立駅西口自転車駐車場建物補償金は、土地区画整理事業に伴う一部事務組合からの駐輪場の移転補償金などで、記載金額の皆増でございます。3項目下の、非課税世帯、子育て世帯を対象といたしましたプレミアム付商品券購入代は3万3,607冊分の販売代金で、記載金額の皆増です。下から2つ目は、茨城国体運営負担金に対する実行委員会からの決算後の剰余金の返還となっております。89,90ページをお願いします。真ん中より少し下の茨城空港就航路線利用出張に係る費用助成金は、空港を利用しての公費出張に対し、航空運賃等の費用に関して、本市が加盟している茨城空港利用促進等協議会から助成を受けたものでございます。5つほど下の住宅災害見舞金は、台風15号により被災した市営南ヶ丘住宅の集会所に対する全国公営住宅火災共済機構からの災害見舞金。下から2つ目の広域サイクルーズ運航事業参加費は、ホワイトアイリス号に自転車を載せてサイクリングとクルーズを楽しむ事業の大人352人分、子ども13人分の参加料でございます。91,92ページをお願いします。下から2つ目の被災自治体応援経費支弁金は、台風19号の被害の大きかった水戸市へブルーシートや土のう袋などを送付したことに対する水戸市からの支弁金です。22款までの説明は以上でございます。

○**吉田(千)委員長** それでは、暫時休憩といたします。再開2時10分から再開させていただきますのでよろしく願いいたします。

(午後1時52分 休憩)

(午後2時10分 再開)

○**吉田(千)委員長** それでは休憩前に引き続きまして再開いたします。午前中に資料の請求がありましたので、そこから始めたいと思います。

○**川上課税課長** 資料作成に時間を取ってしまい、申し訳ありませんでした。まず、島岡委員からありました環境性能割についてでございますけれども、税率が細かく分かれていますので、資料にまとめました。税率の表。それから新車と中古車の場合の計算方法が違いますのでお示しをさせていただいております。後ほどご覧いただければと思います。次に内田委員から依頼がございました、個人市民税と法人市民税の過去5年間の推移でございます。調定額と収入済額の表でございます。こちらも後ほどご覧をいただければと思います。最後に内田委員から質問のございました、高収益を出している企業名の公表についてでございます。昭和25年に第三者のチェックによる脱税率制効果を狙って導入されました高額納税者公示制度。いわゆる長者番付。それから法人所得の公示制度でございますけれども、平成18年に廃止されてございます。廃止前、個人では1,000万円。法人では4,000万円を超える企業名と申告所得の額を公示してございました。しかし、これらの公示情報が寄付の強要や振り込め詐欺に悪用されるケースが急増したこと。あるいは公示された企業が取引先からそれだけ儲けが出ているなら

値引きをしてほしいというような強要がされたのと、経済活動の弊害が出たということで、平成18年に公示制度が廃止となったものでございます。それから地方税法第22条。秘密漏洩に関する罪という条項でございますけれども。地方税の徴収に関する事務に従事しているもので、これらの事情に関して知りえた秘密を漏らしてはならないと定められておりますことから、公開してよいと定めがあるもの以外、現在、企業名だけであっても情報公開はしていないということでございます。

○佐藤農林水産課長 訂正でございますが、先ほど田子委員からご質問がありました決算書の60ページでございます県の補助金でございますが、下から2番目の農業人材強化総合支援事業費補助金でございますが、こちらについては、前年度より増えているということでございましたが、その理由ということでございましたけれども、こちらにつきましては、前年度が7形態でございまして、令和元年度が8形態ということで、最終的には1形態増えていると。増えているということで増額になっているということでございます。訂正させていただきます。

○吉田(千)委員長 それでは、18款財産収入から22款諸収入まででご質問ございますか。

○柏村委員 78ページの農業者年金業務受託金収入について、4点ほどありますけれども全部言ってからにします。それとも個々のあれで。

○吉田(千)委員長 それでは、質問4点区切って。

○柏村委員 はい。区切ってね。では、今の質問。

○吉田(千)委員長 質問内容、もう一度お願いします。

(「質問しないと答えられない」という声あり。)

○柏村委員 78ページの農業者年金業務受託金収入という中身と何件。農業者の年金を一生懸命やっている、農協かな。ありますけれども、そんなに進んでないと思ったから質問しました。

○下村農業委員会事務局長 農業者年金業務受託金収入ですけれども、これは独立行政法人農業者年金基金からの年金の加入。それから給付に関する業務委託となっております。加入の被保険者ですが、41名。それから受給者が217名というような状況でございます。

○柏村委員 次が82ページの真ん中、給食費一部負担金、栄養改善事業参加者負担金。ちょっとよくわからなかったのでくわしく説明してください。

○菊田こども福祉課長 82ページの給食費一部負担金、1,003万8,760円。これにつきましては、公立保育所におきます保育士、非常勤保育士、管理員、調理員の給食費でございます。

○柏村委員 こどもじゃないんだ。はい。3点。同じページの宿泊体験学習一部負担金。前の市長の公約でやっていたものかなと思ってね。それがそのまま使われているのか。聞きたいです。

○中山指導課長 宿泊体験学習一部負担金でございますが、こちらにつきましては、生徒の食事代。それから教職員の食事代。そして、教職員に関しましては施設使用料とい

うことで徴収しまして、それが負担金として歳入ということになっております。

○**柏村委員** 繰り返しますけれども、前の市長がこれを初めて提案した時、いろいろ議論がありましたけれども、何の議論もなしにこのまま受け継がれていると理解するんですか。

○**中山指導課長** そちらにつきましては、16年という年月を経まして、さまざまな改善をしましてまいりました。そして、今回、終期ということでございまして、今年度を持ちまして事業を終了させていただこうと考えております。

○**柏村委員** 88ページの宍塚大池訴訟費用及び云々とありますけれども、これはどんな訴訟だったのでしょうか。

○**佐藤農林水産課長** こちら宍塚大池に小屋を建てて、不法占拠していたということでございますので、そちらについて、不法占拠でございますので、建物の方を取り去ったと。その費用について、ご本人はお亡くなりになっていましたので、その相続人に対して、費用請求をしたということでございまして、裁判で確定がございまして、50人ほどの相続人がいらっしゃいましたが、うち、相続放棄をしなかった14名に関して費用を負担していただいていたというところでございます。令和元年に1名の方からその費用が収入されたということで、こちら雑入でさせていただいたものでございます。

○**柏村委員** 最後に、90ページの土浦保健所管内の学校の結核対策云々とありますけれども。これをこの前、変なところで聞いて答えられないということで、改めてここで。結核というのは、そもそもないものと思ったら、ある商業市に広がっているんだと。だから、それについての実態をお聞きしたい。

○**田中学務課長** 土浦保健所管内学校結核対策運営協議会につきましては、学校保健安全法に基づく、適正な結核健診の推進と結核のまん延防止を図るため、土浦保健所管内の土浦市、石岡市、かすみがうら市、阿見町、美浦村の教育委員会と私立中学校、常総学院、土浦日本大学中等教育学校、霞ヶ浦高校附属中学校で構成しており、平成15年に設置されたものでございます。結核専門医と学校医の代表及び養護教諭などで、児童生徒などの健診の結核健診の精密検査の判断を実施しておりましたが、平成24年度に学校保健安全法施行規則の改正により、結核の診断は学校医のみの診断で可能になったことから、県内の保健所管内の学校結核対策運営協議会が解散しまして、土浦保健所管内の運営協議会につきましても、令和元年度をもって解散いたしました。それに伴う協議会運営費の残額を精算し、土浦市の負担金精算額として雑入として繰り入れているものでございます。

○**柏村委員** 今の説明はわかりましたけれど、私の中で結核というのは何名患者がいるのかと。

○**田中学務課長** 学務課では児童・生徒のみを把握しているところなんですけど、結核対策委員会によって、要検討となった要精密検査が必要となった児童・生徒が33人でございます。

○**羽成健康増進課長** 先ほどご質問いただきました、栄養改善事業参加者負担金についてご説明申し上げます。親子の食育教育を実施しておりまして、元年度につきまして

は、令和元年8月9日二中地区公民館、8月21日六中地区公民館で2回ほど実施しております。その参加者32名分の負担金となっております。

○今野委員 72ページ。ふるさと土浦応援寄付金なんですが、このふるさと納税が始まってから、今日まで市民税が他市へいくらからい流出しているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○佐々木政策企画課長 ただ今のご質問でございますが、足し上げないとちょっと数字が出ませんので、後ほどお渡し出来ればと思います。

○久松委員 72ページ。一番上の不動産売払収入。これは桜川保育所の敷地、建物等の売却というふうに聞いたんですが、それでよろしいですか。

○山口財政課長 桜川保育所もございまして、その他5件分の売払収入もございまして含めてでございます。

○久松委員 そのうち、桜川保育所の売り払い金額を教えてください。

○菊田こども福祉課長 桜川保育所分につきましては、土地、建物を合わせまして2,226万6,000円でございます。

○久松委員 この年は、要するに民間活力の導入ということで、桜川保育所以外の保育所と契約したところはございますか。

○菊田こども福祉課長 この年は桜川保育所だけでございます。

○久松委員 78ページの地域改善対策の住宅資金の貸付金の問題。これは担当課はどこですか。窓口は。

○真家総務課長 こちらの地域改善対策住宅新築資金等貸付金元利収入の関係は、総務課で担当しております。

○久松委員 この資料によると収入未済額が1億2,500万。債務者は10人ということではないんですか。

○真家総務課長 当初は24名いましたが、現在は14名となっております。そのうち、10名が今回の支払っている対象者となっております。

○久松委員 14名が債務者で、分納してくれたのが10名。

○真家総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○久松委員 これ4名は、どうなんですか。

○真家総務課長 残り4名は、本人が亡くなっていたり、高齢によりまして収入がないということで、なかなかお支払いいただけないということで、令和元年度の支払いは無かったと。14名中10名のみの返済ということでございます。

○久松委員 この4名の方の債務残高はいくらですか。

○真家総務課長 すいません。後ほど調べてご報告したいと思います。

○久松委員 10名が分納してくれたわけだけれども、1人当たりの納入金額はどうですか。

○真家総務課長 そちらについても、後ほどご報告いたします。

○久松委員 その資料が無いと話にならないので、改めて。はい。

○福田委員 84ページの太陽光発電余剰電力売払収入なんですが、いわゆる売電だと

思うんですけれども、市内各所に太陽光施設、発電施設がありますが、そのトータルしたものを売り払ったということなんですか。それとも特定の施設のものを売り払ったんでしょうか。

○山口財政課長 こちらは、ポプラ児童館分の収入がこちらの方に入っているようでございます。

○福田委員 その他いろいろ市内各所に、小学校にもありますけれども。

○山口財政課長 小学校に付いているところもございませけれども、売電収入まではいかない発電能力ということでございます。

○久松委員 先ほど、街路灯の話がありましたが、ページどこでしたっけ。

○山口財政課長 雑入でございませけれども、返還金がございませぬので、この中には記載がされていないということでございます。収入未済のところから金額が出てきておりますけれども、実際に返還金がありませんので、備考欄にいくら入ってきたというのがないというところでございます。

○久松委員 そうすると、この街路灯補助金の問題の痕跡は決算書にはどこにも無いということですか。

○山口財政課長 収入未済額のところから金額が載ってきているだけ。含まれているということ。80ページの下の方、7節の雑入の7、421万3,992円の中に含まれていると。

○久松委員 この中に含まれているのね。収入未済額は現在いくらになっているんですか。

○山口財政課長 3,670万8,000円でございます。

○久松委員 団体はいくつですか。

○羽成商工観光課長 団体の方につきましては、返還未納団体が4商店会となっております。

○久松委員 4つの商店会の実態はどういうふうになっているか教えてください。

○羽成商工観光課長 4つの商店会におきましては、いずれの商店会におきましても、解散。若しくは同様な状態にございますが。これまでも返還請求、戸別訪問、郵送等で行っておりまして、連絡が付いている商店会が2つほどございます。

○久松委員 連絡が取れている商店会との話し合いは継続しているんですか。

○羽成商工観光課長 昨年度につきましても、個別訪問などを行いまして、一部の商店会からは、返還の意思を確認したところもございます。ただ、実際の返済計画につきましては、非常に厳しい状態がございませぬことから、引き続き話し合い調査の方を行っているところでございます。

○田子委員 84ページの中段辺りにあります租税債権管理機構についてなんですけれども、2年あちらに行かれて戻られるというふうには、昨年お伺いしたんですけれども、これが2年目ということで、今年は戻られているということでいいんでしょうか。

○大橋納税課長 直近でございませぬが、平成30年度及び令和元年度の2カ年、職員を派遣しておりました。

○田子委員 戻られた職員の方がどちらで今職務に就かれているかといのは教えていただけることなんでしょうか。

○大橋納税課長 ただいま、納税課の方に所属しております。

○田子委員 窓口で市民の方との対応に当たられているということでしょうか。

○大橋納税課長 納税課のほかの職員と変わりなく、窓口対応も行います。

○川上課税課長 先ほど、今野委員のご質問。ふるさと納税のご質問にお答えしたいと思います。令和元年度の寄付金の受け入れですけれども、約4億1,900万。土浦市から他市への寄付金が1億4,400万でございます。差し引きますと2億7,500万が残ります。その中から、返礼品などの必要経費1億7,500万円を差し引きますと約9,900万円が寄付金控除で残る金額となります。

○今野委員 今、令和元年度のみ。出来れば、始まってから。ふるさと納税が始まってから今日までというのは、もし簡単に出るようであればお願いしたいんですが。簡単で大丈夫です。

○川上課税課長 差引額だけでよろしいでしょうか。

○今野委員 わかりました。

○川上課税課長 平成30年度が、マイナスですけれども9,900万。

○今野委員 出来れば、お手数ですが、ちょっと手書きでもよろしいので。申し訳ないです。

○吉田(千)委員長 他にございますか。ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○吉田(千)委員長 それでは引続き、23款市債の説明をお願いします。

○山口財政課長 改めまして、91,92ページをお開きください。23款市債については、一般会計の市債の発行総額は、記載してありますように58億1,431万8,000円で、前年度と比べ7億8,415万9,000円。15.6パーセントの増であります。主な要因は、学校給食センター再整備事業、市民会館耐震化及び大規模改造事業などで発行額が増えたことによるものであります。1目総務費債1節総務費債は、閉校となりました穴塚小学校を活用し書庫を整備したものです。2節過年度借換条件付発行債償還債は、平成21年度に民間金融機関から、契約により10年後利率見直しする条件により15年で借り入れたものを借入契約によって10年後現在の利率で借り換えるものであり、以下、衛生、農林水産、土木、消防の各科目に同様のものがございます。利子については、当初は1.5パーセントであったものが0.29パーセントと0.27パーセントとなったもので、一般会計での利子縮減額は1,017万7,000円となるものです。2目民生費債は、旧穴塚小学校に移転いたしました教育相談室ポプラが使用していた真鍋庁舎の解体工事に対するもの。3目衛生費債1節汚泥処理施設整備事業費債は、衛生センターを汚泥再処理センターとして整備するための既存施設の解体などに対して。4目農林水産業費債1節農地費債のうち、一般地帯土地改良事業費債は、農道整備やかんがい排水事業。水利施設整備事業費債は、桜川第一揚水機場の改修工事。2節畜産事業費債は、肥育牛の生産施設である共同畜舎の老朽化が著しく利用者か

ら中止の申し入れがあり、その解体工事。93, 94ページをお開きください。5目土木費債1節道路橋梁費債は、道路の新設改良、橋梁の耐震化、長寿命化工事、木田余地区の急傾斜地崩壊対策事業、舗装の打替え工事などでございます。このうち、備考欄真ん中の市場公募債借換債は、県と6市町で40億円を発行した公募債のうち、土浦市分2億円を5年で一括償還し、銀行から同額借り入れたもので、道路橋梁費に充当しております。2節河川費債は、西根竹の入地区の都市下水路工事。3節都市計画事業費債は、備考欄記載の各街路事業のほか、95, 96ページにまいりまして、亀城モール整備事業、神立駅西口土地区画整理事業であります。6目消防費債1節消防施設整備費債は、第15分団、神立の消防団車庫の新設。7目教育費債1節学校施設整備費債は、備考欄の給食センター再整備事業や下高津小学校、荒川沖小学校の非構造部材の耐震化工事など。2節社会教育施設整備費債は、市民会館耐震化及び大規模改造事業。3節体育施設整備費債は、川口野球場の防球ネット整備でございます。8目臨時財政対策債は、地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行が認められている地方債で、前年度と比べ14.2パーセント。2億5,510万5,000円の減であります。9目商工費債は、97, 98ページにございますとおり、小町の館駐車場新設に伴う整備工事及び土地開発基金からの買戻し分でございます。歳入の説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、ご質問ございますか。

(「なし」という声あり。)

○吉田(千)委員長 先ほど、久松委員から資料の請求がありまして、それが無いと先に進めないという状況がございますので、ここで暫時休憩といたします。資料が出来ましたら、改めて皆様にご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

(午後2時43分 休憩)

(午後2時55分 再開)

○吉田(千)委員長 それでは休憩前に引き続きまして再開いたします。始めに課税課長から。

○川上課税課長 ふるさと納税2008年から始まったものですが、表でお配りしたのは、直近の5年間ということでお許し願いたいと思います。表の見方ですが、金額のところはAというのが入っていると思いますけれども、そちらが寄付を土浦市にいただいた金額でございます。その右側のBが土浦市から他の市へ寄付した金額でございます。その右側2つ。Cの欄はふるさと納税に伴う返礼品などの必要経費でございます。一番右の欄がふるさと納税をいただいて土浦市に残った寄付金額ということになります。

○今野委員 平成30年度。こちらの実績がマイナスになっているんですけれども、これはどういう状況だったのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 平成30年度の状況でございますが、平成30年度は、もともと29年度3億1,000万あったのが3分の1まで落ち込んだ1億2,000万でございました。この要因といたしましては、ご存じの方もいるかもしれませんが、ふるさと納税の返礼品の過剰化といたしますか。具体的には、寄付額の4割ですとか5割

のアマゾンのギフト券とか、電化製品など。具体的には、泉佐野市とかですねああいう自治体がそういう過剰な返礼品をやって、全国の寄付額の1割がそういう自治体に集まったと。そういうところに受けて市においても、もともと3億1,000万あったのが、1億2,000万まで落ち込んだと。そういった状況でございます。

○**今野委員** そんなに影響があったんですね。ありがとうございました。

○**真家総務課長** 資料が遅れまして、大変申し訳ございません。お手元にお配りした資料が令和元年度の償還者一覧表となっておりまして、このうち、ナンバーでいうと4番、9番、10番、14番が令和元年度には、まだ未納。一切返還がなされていない方でございます。先ほど久松委員からご質問がございました納付者10名の平均納付額についてでございますが、令和元年度が31万9,000円でございますので、10名ということでございますので、1人3万1,900円の納付となっております。もう1点でございますが、納付者4名の未納額の合計でございますが、今申し上げました4番、9番、10番、14番の収入未済額を合計した金額でございますが、4,254万6,433円となります。

○**久松委員** 高齢とか亡くなったとかいうことで、この間納入されなかった人の債務残高が4,200万を超えるというので、これは返済の話し合いはどういうふうにしているんですか。

○**真家総務課長** 通常は、文書、電話、訪問によりまして、お支払いいただくようにお話をさせていただいております。でも、なかなかですね、収入が限られている中での支払いが難しいということで、こちらに書いてございますが、お支払いいただいている方は、年間1万とか、6万とか、お支払いいただいているんですが、未納の方につきましては、少額でもちょっとお支払いいただけないと。厳しいといった状況になってございます。

○**久松委員** この4名の方の所得状況というのはどうなんですか。返済能力というのか。

○**真家総務課長** 4名のうち、3名の方については、やはり所得がやはり厳しいといった状況でございまして、残り1名の方につきましては、ご本人が亡くなっておりまして、いろいろお話し合いをいただいているんですけれども、相続人のご親族の方にご説明をしているんですけれども、なかなかご理解いただけないと。もうご本人が亡くなっているの、それについては聞いていないといったことでございまして、なかなか話が進まない状況になってございます。

○**久松委員** それから、分納してくれた10名の平均納付額が3万1,900円と。これは年間ですか。

○**真家総務課長** 年間でございます。

○**久松委員** 平均すると、月2,600円なんですよ。この10名の方々の債務残高はいくらなんですか。

○**真家総務課長** 全額ですとね1億2,595万円なので、そこから、4,254万を差し引きまして、8,300万円程度になるかと思えます。

○**久松委員** 3万1,900円で8,300万円を割ると1年いくらになりますかね。

○真家総務課長 単純に割り返すと3万2,000円となりますので、3万2,000円月。単純に割り返すとなんですけれども、2,600円で割り返すと、そういう金額になってしまいます。

○久松委員 3万2,000円月って。何年だ。これ12で割るといくつだよ。要するにこれ。納付分納金額を相談して引き上げるということは出来ないのこれは。

○真家総務課長 これまでも、出来るだけ金額。残高が残高だけにもうちょっと上乘せした金額、増額した金額でのお支払いはお願いはしているんですけども、やはり、生活費もご本人たちにもありますので、可能な範囲内だということで、こういった金額になってございますが、今後、もうちょっと金額を増額をお願いしたいとは考えてございます。

○久松委員 生活が困窮している人に無理やり払えっていてもなかなか大変だけれども、やっぱり粘り強く話し合っただけでね継続していただきたいというふうに思います。

○真家総務課長 今、委員のおっしゃったとおり、進めてまいりたいと思っております。

○久松委員 別件なんですけれどもね。先ほど今野委員が質問したふるさと納税の問題なんだけれども、この資料を見ると例えば、一番下の箱を見ますとね。令和元年の受け入れ金額が4億1,900万だということで、それに対して、税額控除が1億4,400万だと。AからBを引くと2億7,000万だよと。経費をそれに差し引くと9,962万だよと。こういうふうに理解していいんですか。

○川上課税課長 はい。その通りです。Bは土浦市から他市へ寄付した金額ということです。

○久松委員 要するに、この税額控除というのは、土浦市に収めるべき税金を控除したんだよと。こういうことですよ。

○川上課税課長 土浦市にお住まいで本来であれば、寄付をしなければ土浦市に納税される金額が他市に行くということです。

○久松委員 そうすると、受入実績は4億1,000万。大きい金額に見えるけれども。実際には、1億4,400万円の税額控除で入るべきお金が入らなくて、それも差し引くと9,900万だということで。入るべきお金の方が多いと。要するに損失額が多いということになるんじゃないですか。赤字ですよ。

○吉田(千)委員長 赤字ではない。9,900万。

○久松委員 本来ならば1億4,000万円の税金が入るのに、それが入らないで9,900万しか残らないということだから。赤字じゃないの。Aは受入実績。要するに寄付してくれた金額か。

○川上課税課長 Aの欄は他の市、土浦市以外の方が土浦市に納税をしていただいている分でございます。土浦市が他の市に寄付しているのがBでございますので、その差し引きをしますと土浦市では2億7,500万円プラスだということです。

○久松委員 2億7,000万から経費を差し引くと9,900万しかないよということですよ。これ黒字だというふうに理解してよろしいのか。

○川上課税課長 黒字ということです。

○久松委員 黒字なんだ。わかりました。

○吉田（千）委員長 他にございますか。ありませんか。

（「なし」という声あり。）

○吉田（千）委員長 この程度といたします。そのほか、全体を通して指摘事項等がありましたら、お伺いしたいと存じます。私の方から1点、指摘事項というか、市税減に関するところでございます。今回の一般質問でも、川村市長公室長のご答弁で、勝田委員また鈴木委員から市税に関する質問がございました。その中で大変厳しい、このコロナ禍というそういう状況があって、大変厳しい財政運営になるという話をいただきました。また、土浦市監査委員の審査意見という中にも、やはり今後、公共施設・インフラの老朽化対策への支出や少子高齢化の進行による社会問題。社会保障関係費の増加が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の急速な悪化及び緊急経済対策等によって、市税等の減収が見込まれることから、行財政運営に当たっては、限られた財源のもとで、国・県の補助金及び市債を有効に活用し、効率的かつ効果的な事務事業の執行に努め、行財政改革の推進と財政の健全化を図りたいと、こういった監査委員の方から審査意見として述べられております。こうしたことを委員長報告の中に盛り込ませていただきたいと存じますが、この件に関してはよろしいでしょうか。

○鈴木委員 監査は監査。決算委員会は決算委員会なんですよ。だから決算委員会は決算委員会としての独自の意見をまとめるべきであると思います。それが偶然、同じような意見になるのは仕方ない。ということは今日ここでこの人数で、それぞれ意見を出してもまとまらないので、書面で各委員が指摘事項があれば委員長の方に提出して、取りまとめは正副委員長にお任せしますから、何日までにというような方法を採用されてはいかがでしょうか。

○吉田（千）委員長 ご提案ありがとうございます。私もあくまで、これらのことは参考ということでございます。今までも、こうした監査委員のご意見。そういったものを勘案しながら、予算の方の歳入に関しまして、そういった参考意見として取り入れてきたということで、たまたま、ここをちょっと読み上げましたので、そのものというふうに、ちょっと捉えたかなと思いますが、そうであったとすれば、そうではなく、そうした市税の減収が見込まれる中で、行財政改革。そうしたところをしっかりとやっていただき、税収の増を図っていただくようお願いしたいという、そういう趣旨でございます。そして、ただ今鈴木委員からご提案がございました、ここでなかなかちょっと全部取りまとめて行くということが難しい状況にあらうかと思っておりますので、10日、11日と各常任委員会が開催されますので、それまでに事務局の方にですね、指摘事項等ございましたら提出をいただいて、委員長副委員長で取りまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり。）

○吉田（千）委員長 それでは、予算決算委員会全体会一般会計の歳入について、審査は終了しました。以上で、予算決算委員会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、ありがとうございます。お疲れさまでした。執行部の皆さんは退

出していただいて結構です。

(執行部退室)

○吉田(千)委員長 委員会の皆さまにご連絡がございます。次回は、9月18日金曜日午前10時から主要施策の成果より現地視察を行い、昼食を挟んで帰庁後に、各分科会で審査していただいた結果報告を踏まえ、全体会で採決をとり報告書の検討をしてまいりますので、よろしくお願ひします。視察先につきましては、委員長と副委員長で選定させていただきました。お配りしてある行程表のとおりといたしたいと思ひます。集合場所については、昨年同様大塚生花店脇のトラックバースに10時までに集合をお願ひします。また、昼食はボルドーを予定しており、当日、昼食代1,500円を徴収いたします。出欠については、10日、11日の各常任委員会で報告願ひます。以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。長時間にわたり、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。